

199
2
34

愛媛面影
正

199
34

199
34
5

愛媛面影

東 京 圖 書 館			
五 冊	三 一 號	二 五 七 架	別 元 函 類
			地 理 門

三

東國風速郡

愛媛面影卷三

故柳原琴楚納本

柳原家藏

今治

半井法橋梧菴撰

○風早郡

古ハ風速ト書ル也

國造本紀曰風速國造者輕島豐明朝御代物部連祖伊香色男
命四世孫阿佐利定賜國造

日本書紀持統卷曰伊豫國風速郡物部藥與肥後國皮石郡壬生

諸石并賜人絁四匹絲十約布二十端鉄二十口稻一千束水田四町復戶

調役以慰久苦唐地

續日本後紀曰承和六年十一月癸未伊豫國人外從五位下風早直豐

宗等一烟賜姓善友朝臣等除邊藉貫附在京四條二坊天津饒速日命之後也

文德實錄曰天安二年八月戊戌內供奉十禪師傳燈大法師位光定卒光定俗姓費氏伊豫國風早郡人也及至弱冠遭父母喪服闋離俗隱居山林大同初向京輦于時有聞叡山寂澄大法師心持慈悲傳止觀宗三年攀陟住止觀院值衆徒屈義真和尚以為座主令講摩訶止觀得預聽寂澄大法師相悲慰勞五年春正月十四日宮中齋會蒙制得度天台之度者從此為濫觴弘仁三年夏四月十八日東大寺戒壇受持具足戒其後敬問大師學習宗義五年至興福寺與義延法師共論大衍宗義頗有優美之稱帝屢令光定與散位從五位下真苑宿稱離物對論經義

彼此相難頗致俳優帝時以為戲弄之事寂澄上建大衆戒壇之奏僧綱相共難論仍付光定返却十三年六月四日寂澄卒後殊被許傳戒此光定內供奉之力也帝聞光定在山資用絕之別賜乞食袋濟山中之急承和五年四月二日叙傳燈大法師位仁壽四年奉制起聖院天安二年秋七月帝聞年滿八十恩賞殊異施度者八人緝八十疋調布高布交易布各八十段綿八十疋錢八万貫米八十石病卒時年八十臘卅七光定為人質直不事服飾帝悅其質素殊加憐遇

三代實錄云貞觀二年十月三日巳卯正五位下行典藥正兼侍醫參河權守物部朝臣廣泉卒廣泉者在京人也本伊豫國風速郡姓物部首後隸京兆賜姓朝臣廣泉少學醫術多見方書天長四年四月為醫

博士兼典藥允遷為侍醫。後累遷伊豫讚岐掾侍醫。如故十四年授從五位下。兼伊豫掾。仁壽四年授從五位上。為肥前內藥正侍醫。如故。天安二年兼參河權介。貞觀元年冬授正五位下。轉參河權守。內藥正侍醫。如故。廣泉藥石之道。當時獨步。齡至老境。髮瀟眉皎白。皮膚悅澤。氣猶強。卒時七十六。撰撰養要。及北卷。行於世矣。

類聚國史二十四人部云。天長七年六月乙丑。節婦伊豫國人風早直益吉女。叙位二階。終身免其戶田租。益吉女夫死後。攀慕不止。落飾歸真。節操難奪。所以叙之位階。用旌貞潔也。

○和名抄鄉名

粟井鄉

河野鄉

高田鄉

難波鄉

那賀鄉

昔ハ此五郷多シトシテ後ハ八拾四村ト分シトセ

- | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 淺海本谷村 <small>二百七十九石</small> | 淺海原村 <small>六百五十三石</small> | 下難波村 <small>六百五十三石</small> | 中通村 <small>七百七石</small> |
| 上難波村 <small>四百七石</small> | 庄村 <small>四百三十三石</small> | 款原村 <small>七百七石</small> | 尾儀原村 <small>六百三十三石</small> |
| 猿川原村 <small>四百四石</small> | 小山田村 <small>三百五十五石</small> | 中村 <small>百九石</small> | 儀式村 <small>二百一十石</small> |
| 庄苜村 <small>二百八石</small> | 米野村 <small>四百四石</small> | 九川村 <small>四百四石</small> | 上總村 <small>十五石</small> |
| 梅木村 <small>廿四石</small> | 小屋村 <small>五石</small> | 神次郎村 <small>九十四石</small> | 恩地村 <small>三十五石</small> |
| 城山村 <small>七十七石</small> | 柳谷村 <small>百六十一石</small> | 閏谷村 <small>十七石</small> | 猪木村 <small>三十三石</small> |
| 滝本村 <small>九十石</small> | 猿川村 <small>三百六十六石</small> | 才原村 <small>百九十五石</small> | 湯山村 <small>九石</small> |
| 院内村 <small>百六十九石</small> | 横谷村 <small>八石</small> | 大河内村 <small>四石</small> | 牛谷村 <small>四石</small> |

林鹿村 百廿石余
 菅澤村 百廿九石余
 客村 百七十五石余
 西谷村 百廿石余
 大西谷村 六十石余
 本谷村 百廿一石余
 平林村 六十七石余
 小川谷村 八十三石余
 仇古村 百廿二石余
 高山村 百十八石余
 善應寺村 百六十五石余
 宮内村 百廿五石余
 寺谷村 百廿三石余
 波田村 百廿石余
 神田村 百廿六石余
 八反地村 八十三石余
 中西外村 九百三十七石余
 中西内村 百廿六石余
 北條村 百廿七石余
 辻村 六百廿八石余
 土手内村 九十六石余
 别府村 九百九十石余
 常保免村 百六石余
 片山村 百四十四石余
 中瀬賀村 百廿七石余
 夏目村 百廿石余
 苞木村 百廿石余
 常竹村 百廿石余
 久保村 百廿五石余
 鹿峯村 百廿九石余
 河原村 百廿五石余
 和田村 百廿五石余
 安岡村 六十石余
 鴨池村 百九石余
 磯河内村 百廿七石余
 小川村 百廿六石余
 野忽那嶋 百八石余
 無瀬喜嶋 百廿三石余
 栗井村 百廿三石余
 小瀬村 百廿三石余

大浦村 百廿七石余
 長師村 百廿六石余
 官野村 百廿六石余
 神浦村 百廿五石余
 宇和間村 百廿八石余
 熊田村 百廿八石余
 吉木村 百廿七石余
 饒村 百廿五石余
 畑里村 百廿三石余
 怒和嶋 百廿八石余
 津和地島 百廿石余
 二神嶋 百廿石余
 總高壹萬七千六百三拾五石八斗五升六合

○鳥帽子山城墟

下瀬波村より一名冠山山頂は黒岩有て遠くハ鳥帽子山なり
 周々赤松茂藏守り時の長子重時と云人の城記有也
 南北太早記云伊豫國主鳥帽子城ハ條重時土居得能ク兵と支て
 所よりハ花紫河内朝敵已亡ぬと云之れハ今親ク有也

忽物と交りて敵をふる程よかのつて城は兵少くすれハ土居得能
時よのりて一万余騎を相寄りて言も神よ頼も
金子五郎左衛門尉と與りて土居兵を城中へ入るも重時郎後十
八人自害して死するを云れ

○ 惠良城墟

下難波村の上よりつて五月六日在馬と云人の城はあり其後河野十
八将の一人得居半右衛門あねと守りて云り
南海治乱記曰細川頼之大兵ヲ發シテ豫州ニ攻入ル先勢田山ノ城ヲ圍ム河
野通朝防戦シテ相守ルヲ数十日ニ至ル城中ニ野心ノ者出来テ通朝ヲ自
殺セシメ世田山城陷ル夫ヨリ兵ヲ進テ温湯城ニ至ル此城ハ通朝が嫡子徳

若丸通克が守りて二月二日細川方ノ先陣温湯城ニ取カケ矢合アリ
頼之ハ阿淡ノ兵一万人ヲ以テ道後大室ト云処ニ至テ陣ヲ居河野が與カノ
通路ヲ絶テ謀リ回ス國中ノ兵士河野ヲ捨テ頼之ニ服ス者多シ河野通克
與カヲ奪ハレ温湯城ヲ守レテ得ス捨テ高繩城ニ入ル大敵トハ防戦不
相叶捨テ惠良城ニ入ル

○ 腰折山

冠山の林下ニ在リ二名集ム冠山のふりていりていりて守
豫陽盛衰記ニ小野小町の歌とて

いよれ湯の所よりひるま風早の腰折山をさるまづけり
按此等の詞首尾よりいへば俚語集ニ二句のひるまをさるまづけり

おのれはあまのつらさひるのつらさんかまのつらさ
よき小町のあまのつらさひるのつらさ

○風早浦

此の浦さびしき汐の早きゆきを
和爾雅三才園會書に風早鳴門と云ふ

萬葉集卷十五風早浦泊之夜作歌

和我由惠仁妹奈氣久良之風早能字良能放伎歌爾
奇里多奈妣家利

後堀川百首

風早の鳴戸の浦の形もよとゆり定めぬ身あり

二名集云万葉拾穂抄風速浦和名抄安藝國高田郡云或説二
駿河といふ此等ハ新羅使の道よその形もバ安藝國可然と云
今按風早郡前海よて向安藝の島とつらさや西國北國
往來の通路もなる葉新羅使の言ハ伊豫の風早も一後堀
川百首の言ハ風早の鳴戸浦とつらさハ伊豫ノ定定せる

按代近記ハ備後國セマ万葉の文例と考ふる備後國水調郡

長井浦泊之時作歌り次ハ風早のかり其次ハ安藝國

長門島泊磯邊作歌り備後國もつくまもれも今備

後ハ風早浦のつらさハ安藝も伊豫も備後も程近なる

安藝國のほ入るも誤りて前ハ出り若ハ伊豫國と云事の

脱おちりるるるるる

○北條ほくじょう

濱はま邊べの一いち在所しよありて河野親孝かのちかたから住するなり親孝ちかたか北條大夫ほくじょうだいふと稱なづす
因ゆて此この條じょうと云いふ俚諺りげん集しゆふなり

按南北太平記なんぼくたいへいぎに伊豫國いよこく立烏帽子城たてゑぼしじやう北條重時ほくじょうしげとき土居得能とけとくぬが
兵へいを交まて居ゐりたる云々といふ疑うたがは此北條が住所しよじゆなり

○國津比古命神社くにつひこのみこと

延喜式えんぎしきに風早郡かぜはやのこほり國津比古神社くにつひこのみこととあり祭まつる所ところハ廿四社考にじゅうよんしやこうに櫛玉くしたま
饒速日命にぎはすひのみこと也俗よに頭日神社かぶひのみことと云御社みよとやハ八反地村はちはんぢむらに立たせり

按姓氏錄あてなせふじゆくに左京神別さきやうかみわか越智直神えちすぢかみ饒速日命にぎはすひのみこと之後也のちといふ又

續日本後紀つづきほんごぎに伊豫國人いよこくじん外ほか從五位下そとじゆごいご風早直かぜはやすぢ豐宗ゆたけむね等ら天津あま饒速日命にぎはすひのみこと之後也のちといふ此國津比古神くにつひこかみハ即越智氏えちすぢうぢ風早氏かぜはやうぢ
等らの始祖もとつゝみと氏神うぢかみと齋いひま祀まつるなり

○櫛玉比賣神社くしたまひめのみこと

延喜式えんぎしきに風早郡かぜはやのこほり櫛玉比賣くしたまひめ女神社めがみよめのみこととあり御社みよとやハ國津比古神社くにつひこのみことと同
所ところに向むか合あて立たせり祭まつる所ところハ廿四社考にじゅうよんしやこうに神饒速日命かみにぎはすひのみこと之の妃めかけ天道日あまのひ
女むすめ也頭日道日かぶひのみち音相ねさう國くに親ちか之の則すなはち櫛玉くしたま固かた男おとこ神之かみ稱なづ而頭日かぶひのみち今いま女神めがみ之の
号なづ也蓋たしか先正さきまさ以もつ夫婦ふうふ合あ德とく之の義ぎ更さら互たが而して稱なづ之を歟や

大成たいせい云い廿四社考にじゅうよんしやこうの說いと疑うたがは大和國やまとこく廣瀨郡ひろせのこほり櫛玉比賣くしたまひめ女神社めがみよめのみこと
なり同神どうかみなり

くしあひらきしやうら
櫛玉姫神社



くしついでしやうら
國津彦神社



文德實錄曰齊衡元年三月壬辰授伊豫國擲玉姫神從五位下
○高繩神社

宮内村に在りて伊豫國に三島明神ありて春枝之唐文長年中高繩山上より遷祭るに高繩山本社なるなり

三代實錄曰貞觀五年九月廿五日授伊豫國正六位上高繩神從五位下

○高繩山

越智氏の祖高繩と云人三島明神の神託よりて此山に居住せし高繩山と名く豫陽盛衰記に云く河野家累代の城地なり此河野郷も河野氏と稱するなり

按南海治乱記云其祖伊豫王子ヨリ以来越智郡に住玉つ改越智

姓ヲ賜フ夫ヨリ并一代玉澄ト云人風早郡河野郷ニ居住シ玉つ故ニ

河野ヲ以テ氏トス

山頂ニ高繩權現祠ありて天神森と名く又横谷と云此寺ありて高繩寺と号く觀音像を安置寸高繩觀音是なり

河野家譜曰宗通清靈於一社神奉稱高繩權現後年四郎通信

自彫刻父尊像安置于高繩山頂後代指彼山頂号天神森是彼

尊像似管神故傳虛名歟

天慶年中ニ伊豫掾純友此城に籠もり太平記にカクテ大手搦

手都合千八百余騎純友が龍名道前道後境に高繩城に押寄テ

鯨波ヲトツツ揚サセんとす

豫章記云養和元年二月西國ヨリ平家へ注進ニ伊豫國住人河野以通
 清ハ去年ノ冬ヨリ謀叛ヲ起當国道前道後ノ坂高繩山楯籠間備
 中国住人奴可入道西寂備後鞆浦ヨリ兵船十艘押渡高繩城ニ寄テ通
 清ヲ討取國中并ニ河波讚岐土佐等ヲ静メ正月二月ノ間居住スル処ニ
 通清カ子息河野四郎通信高繩城ヲ忍出テ安藝國沼田郷ヨ
 リ兵船三十艘程海士ノ釣舟体ニ浮出西寂ヲ窺フ程ニ西寂ハ不
 知之去三月一日宿海ニ入室高砂ノ游君ヲ集メ船遊シケル処ニ通信押
 寄テ西寂ヲ虜リ高繩城へ曳上セ張付ニシヨリ又鋸ニテ頭ヲ截タリ
 トモ云一平家物語同

○紀實平墓

猿川村神道原ト云所ニ在リ俗ヨリ貫之朝臣ノ墓也ト云ハ誤ラズ宇和
 郡土居村甲森城主紀實平ト云人都市下向ノ時猿川村トて病死す依テ
 遺骸を土居村ニ送り下谷ト云所ニ葬リ今由宇和記ニ委ク載リ
 此實平ト云人貫之朝臣ノ同姓ナルハ誤傳ト云

按貫之朝臣延長八年土佐守マテ土佐ニ下給一奉ハられ此國ニ
 来玉ヒ一ノトキ又此山中ニ花垣里村本カニ所行ク貫之朝
 臣ノ詠玉ヒ一哥トク豫陽盛衰記ニ載ル是皆誤傳ト云
 附會一ノノ明カ

又按續日本紀ニ紀博世小治田朝廷御世被遣於伊豫國博世之孫忍人
 便娶越智直之女生在手云云ト云リ此子孫多ク此國ニ

さしば此實平と云人の博世の子孫とん

○善應寺

善應寺村は在る元弘建武の頃勇剛の名を得て河野九郎左衛尉
通治後任對馬守通盛と改む中頃數代の舊領を放り浪卒の身
とる建長寺南山和尚の弟子とる入道して善惠と号し又對
馬入道と稱す師の和尚を憑り尊氏將軍に申請て本領を安堵
寸依て善惠入道和尚と深く尊り高繩山の麓に一字と建立して善
應寺と名く北條長福寺顯正堂和尚は南山の弟子とれば招請て
開山とす云此事豫章記に詳る高僧傳作崇壽寺南山和尚
將軍家古今台狀數通并河野家累代の書札寄附狀寺板奉すべ

○雌甲森

河野對馬守通盛の城跡る此山は名石の方より柱の如く
長五間より十間に至る一山北白らの石なり云

○宗昌寺

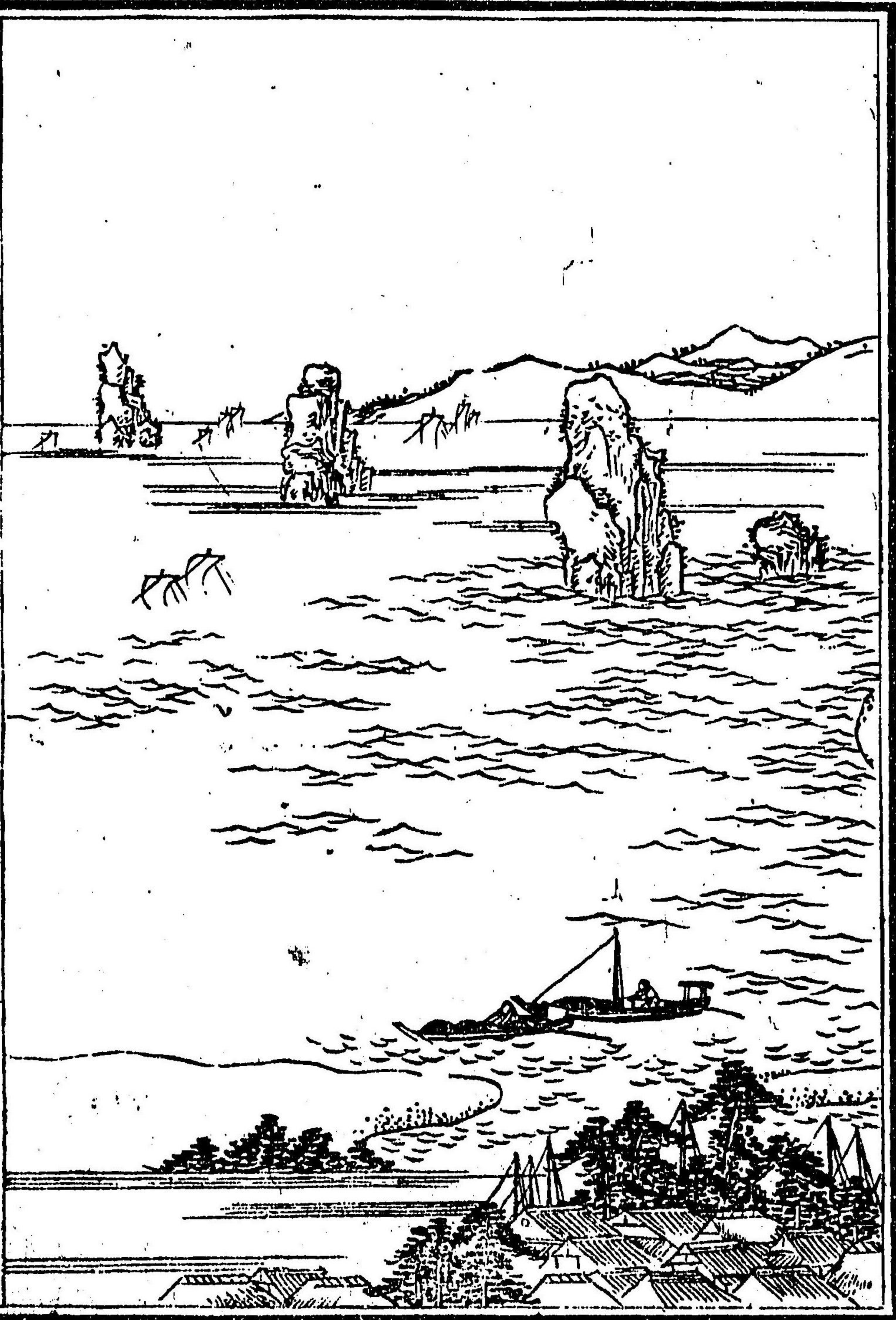
八反地村は在る禪宗黃蘗派より河野親經の弟北條六郎康孝
子正岡信濃守經孝建立也開山大蟲禪師此郷より十六箇村寺
領るりる田旧記より云

○忽那島

北條の沖中は在り俗は中嶋と云此島十二浦有り昔時二階堂信濃守
民部入道此島に請居り子孫忽那と氏とす但諺集に見る

東海道名所

三浦郡



東海道名所

三浦郡

此島古昔牛馬牧をせしむる村民の訴よりして其事を止せしむる
延喜式兵部省云伊豫國忽那島馬牛牧

三代實錄曰貞觀十八年十月十三日丙辰伊豫國言管風早郡忽那

嶋馬牛年中例貢馬四疋牛二頭其道遺馬三百餘疋牛亦准之嶋

内水草既乏蕃息滋夥青苗初生風逸踏破羽卒麥將秀群入食損

百姓之愁莫甘區於斯望請檢非年貢之餘皆悉沽却以其價直混合正

稅詔從之

玄道曰天平十九年二月日記云法隆寺緣起云骨奈嶋と書りて忽

古ハコツト唱と後ハコツト唱と云々

○泰山城墟

忽那島に在る忽那式部少輔と云人の城跡なる也

二名集云元龜三年九月六日土州元親發大軍攻入于宇和郡自湯

月館式部少輔久津名通著為兵將被差向伊豫喜多兩郡及

寫方之北軍八百餘騎同八日首途當城分軍於水陸進發

○鹿嶋

北條の海上に在る小島是也此島は鹿嶋明神の社ありて因て名

く島中は鹿多し久苗寫出雲守の若よりて二神豊前守相

義と云人住る由二名集に見ゆ

此外野忽那無須喜等の嶋々皆風早郡に屬す

○和氣郡

和名抄郷名

高尾郷 シカヲノサト

吉原郷 ヨシハラ

姫原郷 ヒメハラ

大内郷 オホウチ

昔ハ此四郷 多ク 今ハ二十二村ニ分ル

堀江村 八百三十二石

大内平田村 四百八十五石

谷村 三百八十三石

權現村 三百五十六石

福角村 八百三十九石

大栗村 三百七十七石

上伊堂村 百十六石

下伊堂村 五百四十四石

祝谷村 五百七十七石

吉藤村 六百七十七石

姫原村 九十石

山越村 千八百八石

長戸村 千五百四十七石

志津川村 四百七十七石

高木村 三百五十七石

安城寺村 千六百六石

和氣濱村 百五十五石

太山寺村 千五百六十六石

古津村 千六十三石

久万村 五百九十六石

興居嶋四百廿二条 馬木村七百十六石余

總高壹萬四千二百四拾六石壹斗二升六合

○葛籠葛城壙

堀江村在り村上内藏大輔吉高と云人の城跡と云

二名集云元龜三年九月十二日濃州織田信長公家臣山岡對馬守

平手右衛門率二千七百餘騎以三好將監同右京為案内者分軍

二列漕寄于堀江濱田當城村上吉高雖防戰力劣失盡臨

半更拔洛云

○花見山城壙

同所在り正平二十三年久枝四郎入道當城主竹菴と湯月館を

攻較手て落城寸と二名集見り

○常信寺

祝谷村在り本尊釋迦如来真言宗中興天台宗改り此寺蒲

生秀行朝臣の位牌ありと云

寺内西河の如きの所里民疾病とわる必奇驗あり神

○客天神

佛の堂舎も如何なる故と云び但謬集見り

天神の舊蹟多しと云り神興再造河野通能と云り明徳四年
と棟札に誌しと後加藤喜明朝臣の修復なりと云り別當刑
梅山安楽寺圓盛寺と云

○三木寺城墟

同河に在り室徳三年河野通元男大法師此城を死す白馬に駕り
依武者の像有て山上に安置せり俗説く愛宕権現なりと云り二
名集に見る

俚諺集云城主犬坊月毛馬に駕て谷より墜り死すその後出
と為し幽魂白馬に乗て往来すなり是は遇者必病なり
松山臣大膳清大夫と云人君命を蒙り甲冑を帯り薙刀の鞘を

脱し馬上より城山の林に至り犬坊の靈を去へき君命ありと高
は述べと白紙の智物東に飛きて見し其後ハ怪事なり

○三木寺

異本三木河に在り三木寺と云り又一名御幸寺と云城主犬
坊菩提の爲建立しり由俚諺集に見る

此寺の禁は岡本大明神と云社なり

按古昔帝王の御幸りり地をめぐりて御幸寺と名けられ
ハ岡本宮ハ即舒明天皇と祀奉るるなり

○輕墓

姫原村に在り小高く築きて小笹をとり即輕皇女と葬

處ありて之因て此郷と姫原とをわ

日本書紀元恭卷曰二十四年流輕大娘皇女於伊豫

○龍穩寺

山越村に在り禪宗洞家也河野家五十一代越智通直出家して洞
居を管梵刹とす之を龍穩寺と名け自開山とす也海岸希清大
和尚と稱す二名集見也此寺の宝物は蜀江錦とて縫りも廿
五條の加衣紗衣なり

河野家數十代の石碑と建す延宝七年七月十五日河野家五十七

廿播州守佐崎河野彌大夫通正建すと誌り也

○十六日櫻

龍穩寺山に在り毎年正月十六日花を開く名木あり

古事因縁集云昔此山は花を愛する翁あり老後及く春咲花も

心せ我齡已は八十及入り翁はははとて恨る獨言て

えれば花忽開く是正月十六日なり夫より今より迄毎年此日に至

て必花を開く草木心ありて其愛情は感るものやと多く

感涙を催す又世々の帝温泉は浴しむる序此はは行幸あり

茶いふは本意を還幸あり後より茶はぬを申す付急

聲とてせむその坂を今も車返坂と云と俚諺集に見り

冷泉為村郷此花をよむ物なり

神々のとも茶梅がけりや村のつれなきのさくら

慶應元年正月、松山少將のちつと、賜りたる
と、此花を見せし、歌に、
松菴

ちつと、獨りらん、何れにふ言と、何ゆ、此春の、あま

○天徳寺

山越村に在り、禪宗、濟家也、河野刑部大輔、通宣、建立する、云、通宣

永正十六年卒、画像、今猶存す、二名集、よ、出、り、也

○千秋寺

同所、在、り、萬歳山、と号す、禪宗、黄蘗流也、元禄元年、戊辰歳、の、建
立する、と、り、り、也

○還熊八幡宮

同所、在、り、石清水の、勸請する、旅行する、人、此社、詣、む、は、必、恙、する、り、
来、り、て、信、ず、る、人、多、く、還熊、と、名、よ、り、あ、る、也

○七郎明神

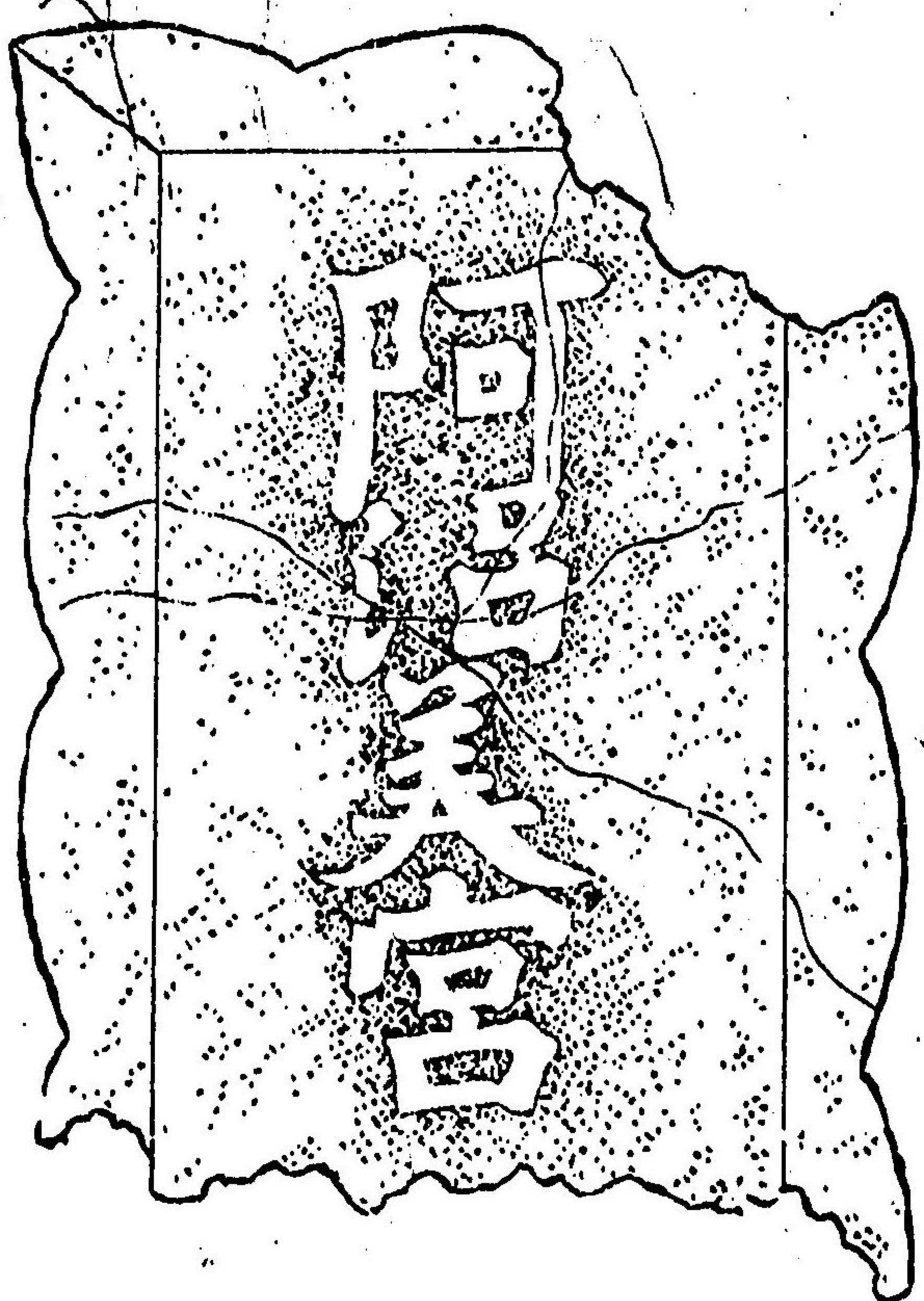
馬木村、に、在、り、河野七郎、通運の、靈を、祭、り、り、河野通治の、男
七郎、と、云、人、大高次郎、重成、が、為、り、討死す、と、太平記、よ、出、り、也

○阿沼美神社

延喜式、に、温泉郡、阿沼美神社、名、神、大、と、り、り、二十四社考、云、所、祭、
神、未、詳、在、地、未、詳、ト、部、兼、永、曰、沼、一、本、作、治、臨、時、祭、式、作、阿、沼、美
神社、按、美、與、女、通、阿、沼、女、也、是、則、天、鈿、女、命、御、名、也

和氣郡、平田村、一、社、也、近年、社、前、の、川、と、掘、て、石、額、と、い、り、き、額

石額正面之圖



取立九三尺横二尺許

阿沼美宮得石額之碑

式内名神伊豫國阿沼美神社者
室町氏以還海内戰爭屢經兵燹
祀典淆乱失其名號不可得而知者
數百年矣和氣郡大内郷有一社
號曰新宮會社前橋壞里民聚修
之穿地丈餘偶得石額刻曰阿沼美
宮實天保四年癸巳秋九月六日也
於是始知其社矣即日聞于官
越五年甲午奉藩命奏之

同裏面之圖



石面諸くして火は罹一物の如文字定る

天朝遂乃賜神宣告文及幣帛然
後式内名神伊豫國阿沼美神社
者依然復其舊矣於戲是豈方
今天下和平國君仁明萬民豐樂之
瑞祥也歟因勒之石以表于後昆
係之以銘曰

雲霧時蔽 靈光未昧
一片石額 以徵後代
松山藩大高阪龜謹撰

面よ阿沼美宮の四字を彫りて因く朝廷は訴るよ新よ初有て此社
と阿沼美神社と定させ給へり

按年久し埋りて神の再世よ出た留玉に依りて此の地は

或云神名帳よ温泉郡とありて和氣郡よ掘出し名額甚疑り

されと郡郷ハ彼此入易い事多し何れハ世世お續きと云ふ

心なき武士との尊さ神ありし知く社にハ毀ちてぬ出

と移りて今ハ朝廷より定させ給へり

大成曰松山城下よ味酒村三嶋社ハ式外の神よ越智郡の三嶋明神

と移祀と此阿沼美神社ハ味酒の三嶋を云ふハ妄説あり

或書よ之

春枝曰温泉郡江戸山よ阿沼美基よ之所なり此處必舊地あり

又按式内何宮と云ふ天皇を祭る宇佐宮をの外ハ何神社との

いづれ宮といはれども早く延文の頃よ謄書と見ゆ後

廿天満宮東照宮ハ特賜の号ありばいんごす其外ハ皆某社と

いふ一某宮といはれども式内の社のみよりいふ可

○ 延命寺

和氣濱よ在り真言宗本尊阿彌陀佛立像長三尺五寸四國順拜

五拾三番の札あり

○ 太山寺

太山寺村に在り竜雲山護持院と号し真言宗本尊十一面觀音長六尺二分行基作四圍順拜五拾二番札所也

但諺集云豊後國內山長者と云人上京の事有し高濱前と難風は多し海上安し守仍て堂宇と建立せん」と立願せし波風

忽穩る是は依く天平五年六月十八日此堂と造堂守と云又一説此本尊久禾郡志津川村北方村に在り云孝謙天皇天平勝寶

元年八月十八日勅願所とて再建七堂伽藍六十六坊の大淨刹と成

丑了其後世の帝王一代の觀音一體宛安置玉へり中頃回祿以後後冷泉院康平五年再建有る時先例に任せ十一面觀音と造加し玉へり夫より後三條院延久元年堀川院寛治元年鳥羽院天

仁元年崇徳院大治元年近衛院康治元年後白河院喜元二年土御門院奇瑞の事有て文明十七年再興有り其時願主河野刑部大輔通直三重寶塔と建玉寸と云

○蓮花寺

空岡山に在り藥王院と号し本尊藥師如來天平十五年六月十七日里人此山頂に佛像を見る何處より飛来いふる佛侍るものと云ふ奇異の思と云し山の半腹を下りて合掌礼拜寸仍て其心を礼拜故と云時に行基法師行脚し此山に至り光明を尋て此像と云ふ即堂宇と建立し佛侍と安置寸今の藥師是より夫より貴賤男女參詣す影いと但諺集に見ゆ

按天平年中行基法師諸國之行脚一佛寺と造立寸或佛体
 中土に埋置て夢相心託一掘出又山顛に捨置て空中
 飛来し如く為愚民と欺くもの守畏く天聴
 達り聰明と辨り聖智と惑し奉アるの意を是
 等々見の戲しやれ上世の質直よして彼誣事と
 悟らん嘆よ餘りし

前松山城主加藤喜明朝臣の免許状有り其文曰

室岡山の方へ預置申の宮木茂り悪は下川せも宜様
 一の中付者也

寛永三年五月廿七日

加藤九馬助喜朝判

室岡法印

○西法寺

伊達村よりの本尊薬師二體有一体ハ立像惠心作一体ハ座像
 寂澄作也云延暦十二年河野家建てるる用基辨豪上人昔時
 七堂伽藍二十二坊有りと焼失後今の地は遷寸舊仁王門も十
 八町奥あり今この寺ハ廿二坊の内十藏坊あり云

○三津濱

松山城下より一里餘西に在り古三津より此所に移り云
 舊蹟考よ三津の三ハ例の假字よ古大御船の泊りありハ御津
 ハりありと南海治乱記よ河野通直豊前國根津浦より出船



て豫州御津濱に渡りて見れば舊に津津と書くものなり

按日本書紀に御船泊于熱田津石湯行宮又万葉集に熱田津尔

船乗世武登月侍者なり熱田津に此処なり温泉行

幸し時御船泊玉いん外よりいん里人云昔の湯の所

りて入海をいんを築造く今の如くぬと云ふはゆりん

いんを御津と云名に御船泊玉いんよりその名なるべしな

古の熱田津也といふも証事よりいんに猶せりの温泉の條

りていん

○興居嶋

三津濱の海上に在り其形容富士山に似たり仍て俗に伊豫小富士と云

宇都宮の黨数代此島に据り又南海治乱記に興居嶋に得居播磨守あり見り

残太平記云興居嶋城主宇都宮遠江守内長曾我部元親内通に度入

質ヲ送遣シ降参セシ程ニ元親得大利早々土州ニ取陣ス

又云宇都宮西園寺敵ニ組スト聞シカハ當國太守河野兵部少輔通直鶴

其勢五千余騎永祿十一年八月十五日追手搦手海陸操合セ興居嶋に押寄

タリ宇都宮遠江守元綱兼ラカト軍慮怠ラスサレテ頼ヲ拭ス菅田隼人

正猶之ハ大津城ニ龜居手勢僅二千余騎一場必死ト楯籠ル寄手ハ城ヲ

圍テ日夜攻上ル城内究竟ノ射手鉄炮練磨足輕共放ツ玉箭入ニ申サハ馬ニ

中リ寄手討死手負数ヲ知ズ云々

又云宇都宮ノ兩黨相伴ニ此奥居寫ニ住居ノ二百余歳單ニ是河野
氏ノ恩幸ナリ

按豫章記豫陽盛衰記等皆云和氣姫此島ニ居テ三子ト産ヌ
第三子小千御子是也母の居玉ニ寫されハ母居嶋ト云々ト後
奥居寫ト改ヒト是後世附會妄説トテ固取ル者ナシ我國上世
詞ハ文字ニ文字後ハ假字ト云々ト所謂假字也其後字
ニ就テ理義ト云々ハ皆非ルコトハ凝堅リテ成出ル意ト
万葉三長屋玉哥ハ磐石之凝敷山乎超不勝而カクソ如ク此の
凝堅リテ高く成出ル意ト云々ト此コト嶋ヨリ考テ付ル者
ニ著ルコト假字ニ奥居ト云字ト書ルコトハ無

枕音の妄言と唱て後世と誤るもの多し此類尤多し

又按伊豫高嶺ト云ハ赤人ハ詠給ルコトト云々後世の哥ヨリ

これニ云々ト云フものハ定ル證有レバウの石土ト云山の此
國內ハ最高き山ナレバナリト云々ト舊蹟考ヨリハ

ハ鳥山の真一ノ國ト云々ト伊豫の高山嶺の伊左庭の岡ハ

疑ハルコトナリト云々ト思ヒヨル事ハ被赤人の詠ル所ハ

富士の高山嶺ハ甚ク似トシハ伊豫の高根ト詠玉ハ

曰て伊左波のつぎにふもすつてきゆれ又此家よ
 こ一とよめをもて奥居島と名付りよもつらん後世は伊
 豫小富士と名つらんもよれ高山嶺と云意をもつてこれに定
 てふまにすつてきゆれもつて試よと云ふ

○温泉郡 ゆのひなり

和名抄湯郡と訓り後世オシセト唱ふ訛を

續日本書紀高野卷曰神護景雲三年夏四月壬寅伊豫國温泉郡
 人正八位上味酒部稻依等三人賜姓平郡味酒臣

三代實錄曰貞觀三年九月廿六日京人大内記從七位上味酒首文
 雄山城少目從八位下末酒首文玉文章生無位味酒首文宗等三人并
 賜巨勢朝臣

大成云味酒郷より出れば姓なるなり

○和名抄郷名

桑原郷 クハハラノサト

埴生郷 ハニノノ

立花郷 タチバナノ

井上郷 イノノヘ

味酒郷

昔ハ此五郷ありしを今ハ四拾九村に分ちし

味酒村 八百四十石余 衣山村 三百五十石余 山西村 八百五十石余 別府村 六百五十石余

齋院村 千四百五十石余 高岡村 千五百五十石余 北吉田村 四百五十石余 南吉田村 八百五十石余

久保田村 三百五十石余 富久村 四百八十石余 針田村 六百五十石余 土居田村 千石余

南江戸村 千石余 北江戸村 七百五十石余 竹原村 九百九十石余 小栗村 四百五十石余

藤原村 四百五十石余 立花村 六百八十石余 中村 四百五十石余 小坂村 四百五十石余

枝松村 四百五十石余 樽味村 三百五十石余 栗原村 六百五十石余 新百姓村 四百五十石余

松末村 六百九十石余 三町村 六百九十石余 畑寺村 四百五十石余 正圓寺村 三百五十石余

東野村 二百五十石余 溝辺村 三百五十石余 石手村 四百五十石余 道後村 千石余

持田村 八百五十石余 市方村 三百五十石余 湯山村 千二百五十石余 澤村 湯山高之内 下同

柳村 末村 食場村 高野村

杉田村 別名村 川江村 福見川村

宿原村

總高二萬千八百拾五石九斗五升四合

○味酒明神

味酒村に在る三嶋明神と祭る味酒ハウマガケの約言るものとウマガケ

と唱ふハ訛り也此神社舊ハ勝山に在りて慶長七年壬亥歲加

藤原松前城を勝山に移り松山と改りし時今の所を遷りしと云

按此味酒明神と阿沼美神也と云ふ事説るるハ舊蹟考に完
戸大成が按己よ阿沼美神社の條より云ふこと

○松山城

此山平田曠野の中間に特立して海岸と隔る事二里許南方石
手川の流り東北ハ山遠くして巔は五重の天守と築き二九三九
り東北は大手北大城戸を構へ北の山腰は高石垣を築き櫓を
構て矢狭間鉄炮狭間其敷を知寸要害堅固にして遠望
の風景殊まゆがし一慶長八年加藤左馬助喜明朝臣松前城と移
給へばはるるを舊ハ勝山といひて後ハ松山と更らるる云並請
全調より加藤侯ハ四拾万石を賜り奥州會津より移玉ハ實永

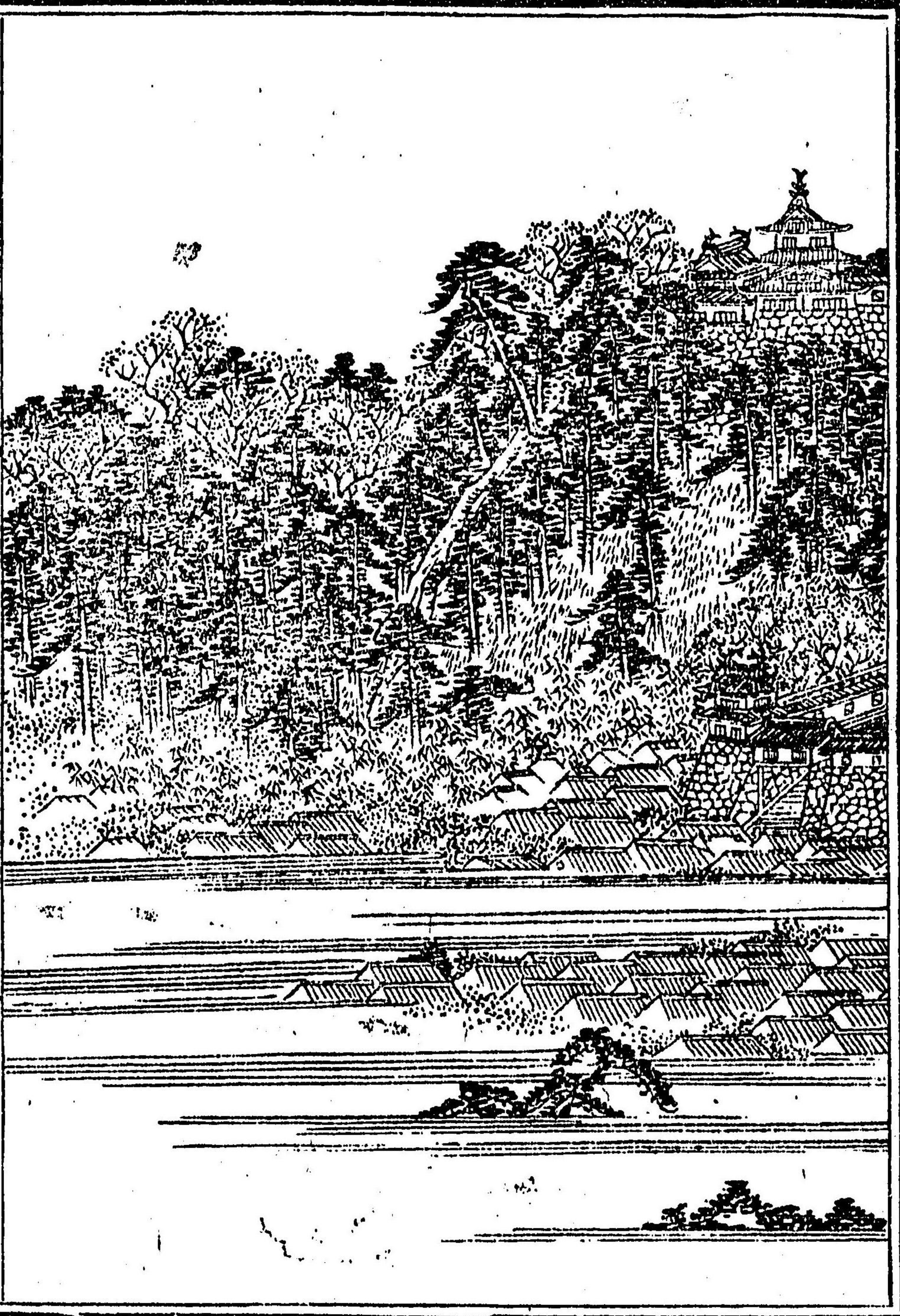
四年浦生秀行の次男中教大輔忠知朝臣出羽上山四万石を二拾万石と
加増して此城に移玉て夫より八年より同十年甲戌歳八月十八日
知朝臣京都より卒ゆり無嗣子色除と除色録に見ゆ同十二年
乙亥歳東照神君異又同母の御弟久松後四位少将定勝朝臣の母子
松平隱岐守定行朝臣拾五萬石を當城を賜り伊勢桑名城より
遷り同十九年此城を修營し五重天守を改て三重と為玉へり
夫より数代連綿して相續し玉て其後雷天にて天守焼失しを
近世再建し玉て城下の町敷七十二町家敷千七百三十六軒と俚
語集に誌し玉て近世人家ますく繁榮榮して此國第一の都
會とするぬ

まつたけの
松山城



松山城の風景

三ノ川



松山城の風景

三ノ川

△三九堀の成亥の隅に制扎場あり扎辻と云諸方道法此所より定り
 東武へ海陸二百拾八里二町三拾九間也内城より三津迄一里十七町
 三十間大坂迄船路八拾三里近國への道法如左

- 土佐高知 陸地廿五里半三十間 船路百八十里半六町
- 阿波徳島 同 四十五里二町卅七間 同 七十四里半十二町
- 讃岐高松 同 三十七里半十町七間 同 四十四里半拾二町
- 同 九龜 同 三十二里半十町 同 三十七里半十二町

○松山縞

伊豫國は木綿を織出す寸中木綿縞松山を上品と寸廿は松山縞
 稱寸其精巧有り事他國の及所は有り

按伊豫國古昔八綾羅等の絹と織て貢獻せりと今絶て此事有り
 續日本書紀元明卷云和銅五年七月今伊勢尾張參河駿川伊豆
 近江越前丹波但馬因幡伯耆出雲播磨備前備中備後安藝
 紀伊阿波伊豫讃岐等二十二國始織綾錦
 延喜式主計云、伊豫土佐右二十九國輸絹調兩面五疋九點羅
 二疋窠綾二窠綾各六疋小鸚鵡綾二疋七窠綾八疋菴薇疋緋
 四疋緋帛四十五疋縹帛十疋皂帛五疋白絹十疋

○温泉

を後山の林下に在り往古ハ熟田津石湯といひ今もこの山より道後の
 温泉と云此を後山よりハ千家物語源平盛衰記等ハ道前道後の

境より高繩山と云ふ山を西より登りて後山と云ふ松山と云ふ城下の
 名にちるるれ今ハ温泉の名とのなるぬ此温泉ハ神代より始り
 て代々の帝王は幸ふる事むしりなる事功験他の温泉よりこれ
 は浴する人より里を遠くせむ此温泉は湯の苦ハ幾所より湯の
 まはく日湯樹より物を祭る湯の清くして

六花原

伊豫の湯此湯樹のね龍や川まじはるのり中ハ十六

新葉原

此湯は湯の清くして湯の苦ハ幾所より湯の

源氏物語の事とぞいふ湯の清くして湯の苦ハ幾所より湯の

湯の清くして湯の苦ハ幾所より湯の

玄道云催馬樂歌より乃由乃由介多波伊久川伊九之良瀬也

接今も諏訪の温泉あり驛中にも湯あり旅人の宿あり

されども一棟として上中下の三等に分てり又養生湯と云ふ湯
 の流あり湯の一處は港を以て將定は朝臣の建ちてあり

釋日本紀曰伊豫風土記云湯郡大穴持命見悔耻而宿奈昆古那命
 欲活而大分速見湯自下樋持度来以宿奈昆古那命而浴漬者暫

間有治而起居然詠曰真暫寢哉踐健跡處今在湯中石上也九湯之貴
 奇不神世時耳於今世洙疹病万生為除病存身要藥也天皇等於
 湯幸行降坐五度也以大帶日子天皇景行與大后八坂入姬命二軀為
 一度也以帶中日子天皇仲衣天皇與大后息長帶姬命神功二軀為一度也
 以上宮聖德皇子為一度及侍高麗惠慈僧葛城臣等也于時立湯
 岡側碑文記曰云云以岡本天皇舒明并皇后二軀為一度也于時於大
 殿戶有榎木云臣木於其上集鵲云比米鳥天皇為此鳥敷系穗等糈
 賜也以後岡本天皇齊明天皇近江大津宮御宇天皇天智天皇淨御原御宇
 天皇天武天皇三軀為一度此謂幸行五度也
 俚諺集云景行天皇の行在所ハ今の明王院北の岡山也仲哀天皇の

行在所ハ今の八幡宮の麓也聖德太子行啓の所ハ八幡宮の西乃
 禁也舒明天皇の行在所ハ湯より八町西北の山禁也齊明天皇天
 智天皇天武天皇三帝の行在所ハ楠村也

古事記下卷曰故其輕太子者流於伊余湯也

按湯字類ハ街々ハ輕太子と流ハ宇摩郡よりの所也
 今中殘也猶此ハ考ハ一巻ニ載ル

日本書紀舒明卷曰十一年十二月幸于伊豫温湯宮

同十二年四月天皇至自伊豫便居既坂宮

扶桑略記四卷曰舒明天皇十一年十二月幸於伊豫温泉宮時大風雨

同村上帝天曆七年三月廿日己亥權少僧都明珍申給官符向伊

豫國温泉治病

日本書紀齊明卷曰七年正月庚戌御船泊于伊豫熱田津石湯
行宮 熱田津此云作栲陀豆

万葉集三卷山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌一首并短歌

皇祖神之神乃御言乃敷座國之盡湯者霜丸波爾雖在嶋山
之宜國跡極此疑伊豫能高嶺乃射狹度乃崗爾立之而歌思
辭思為師三湯之上乃樹村字見者臣木毛生繼爾家里鳴
鳥之音毛不更遐代爾神允備將往行幸處

反歌

百式紀乃大宮人乃飽田津爾船乘將為年之不知久

大成云伊豫の高嶺の射狹度乃岡とよめいとい心湯のくの高根
といはぬの岡とハ程遠く陽のものと温泉郡の玉井某和田某
をいさる己といぬく思ひて熱悪よきをぬが打りては海
もよめいも嶋山のすゝふ國を伊豫の言を歌と違ふる故
又近き彼岡をもよめい 川意するんうたをよめいもよめいと
くよめいもよめいれつめいもよめいもよめいもよめい

日本書紀天武卷曰十三年冬十月大地震時伊豫温泉没而不出
俚諺集云慶長十九年十月廿五日大地震湯没して出ず其後湯
神社前ニ神樂を奏し禊て湯湧出る事舊の如し貞享二
年十二月十日大地震泥湯湧出後清湯と成宝永四年十月

四讚州大地震温泉没して不出仍て湯神社に於て神樂を奏
 社造補つて玉垣か一渡一朱鳥居建立道後町中より千本
 の神木を御山の林下に植玉石を仮殿を営み奉幣祈念急幸
 なり羽五年正月廿九日九百四十五日と經て涌出四月朔日より舊
 の如く浴するのを得る是より靈泉といひ新に妙驗古に陪
 りり又安政元年十一月五日申中刻過大地震温泉没して不出例
 よ依り湯神社に神樂を奏して祈念寸羽五年正月末より涌始
 て二月末よりぬ湯とあり三月末に至て再舊の如し

慶長十九年より安政元年迄 二百一十一年
 寛文二年より同 百九十二年

貞享二年より同 百七十年

寶永四年より同 百四十八年

○温泉碑

是厩戸皇子温泉は行啟の時建給ひ一乃也されどこの頃より埋
 てる寺碑文のハ釋日本紀に見ゆ其文曰

法興六年十月歲在丙辰我法王大王與惠總法師及葛城臣道
 遥夷與村正觀神井歎世妙驗欲叙意聊作碑文一首惟夫日月
 照於上而不私神井出於下無不給万機所以妙應百姓所以潛扇
 若乃照給無偏私何異于壽國隨華其室而開合沐神井而瘳
 疹詎殫于浴花池而化溺窺望山岳之巖岬反冀子平之能往

椿樹相廕而穹窿實相五百之張蓋臨朝啼鳥而戲吐下何
曉乱音之胎耳丹花卷葉映照玉菓珍葩以垂井經過其下
可優遊豈悟洪灌甯庭意與才拙實慚七步後定君子
幸無_レ_二虫_一笑_レ也

按法興舊本作弘興_二之_レ也_一大和國法隆寺釋迦_二仁光_一北月銘
法興元年歲次辛巳十二月云_二有_レ法興六年丙辰_一推_レ今年
辛巳卅一年_二當_レ也_一必法興_二之_レ也_一逸文風土記_二の_レ信友_一按_レ後
て改_レめ_レり_二機_一舊本誤在應上_二年_一作_レ升浴作落隆作隆華作草
今皆_レ後_二或書_一改之然_二と_一も_二詔意_一猶_レ解_レん_二紀_一所_レの_二也_一猶_レ後_二人_一
考_レを_レま_レり

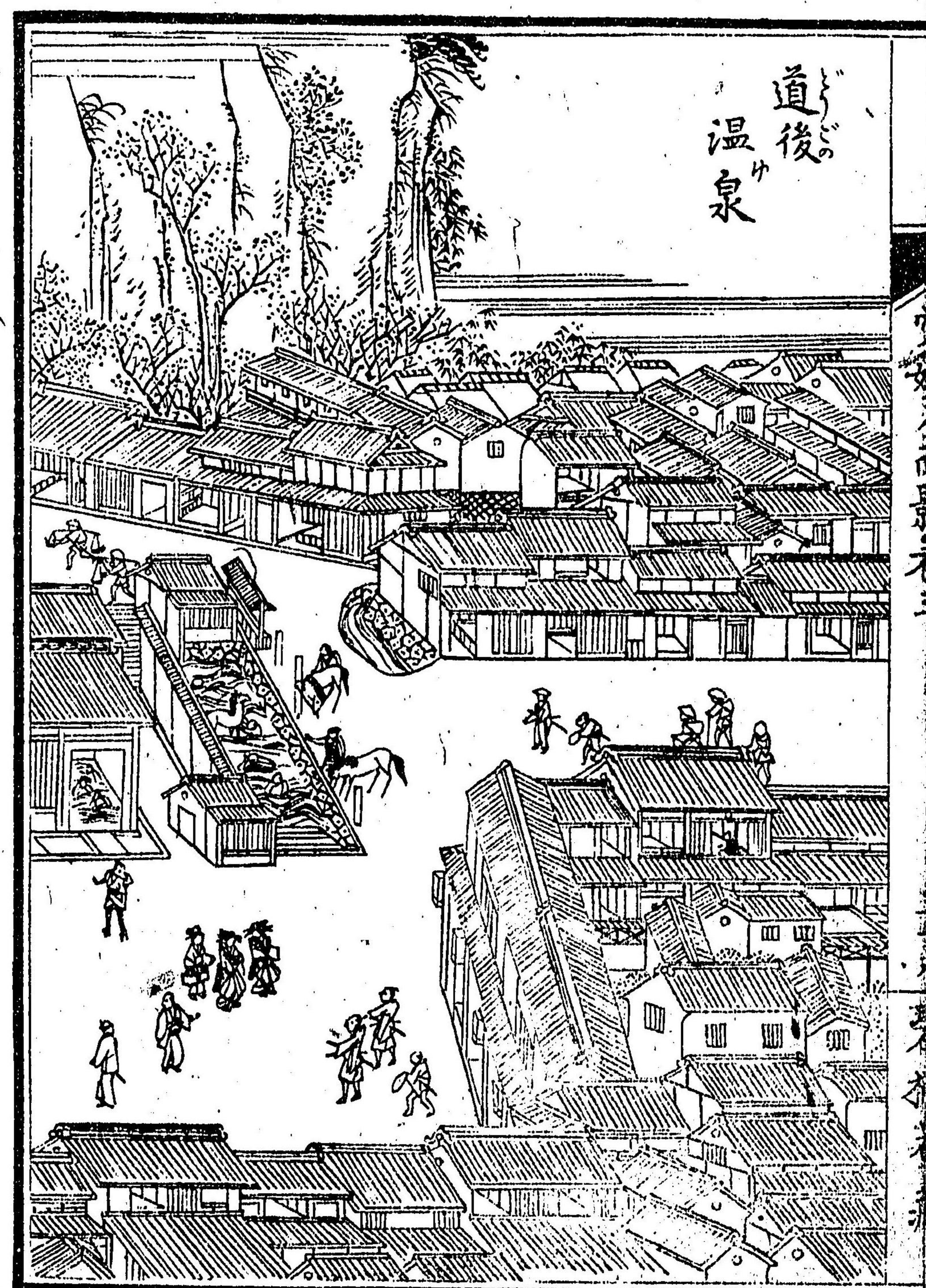
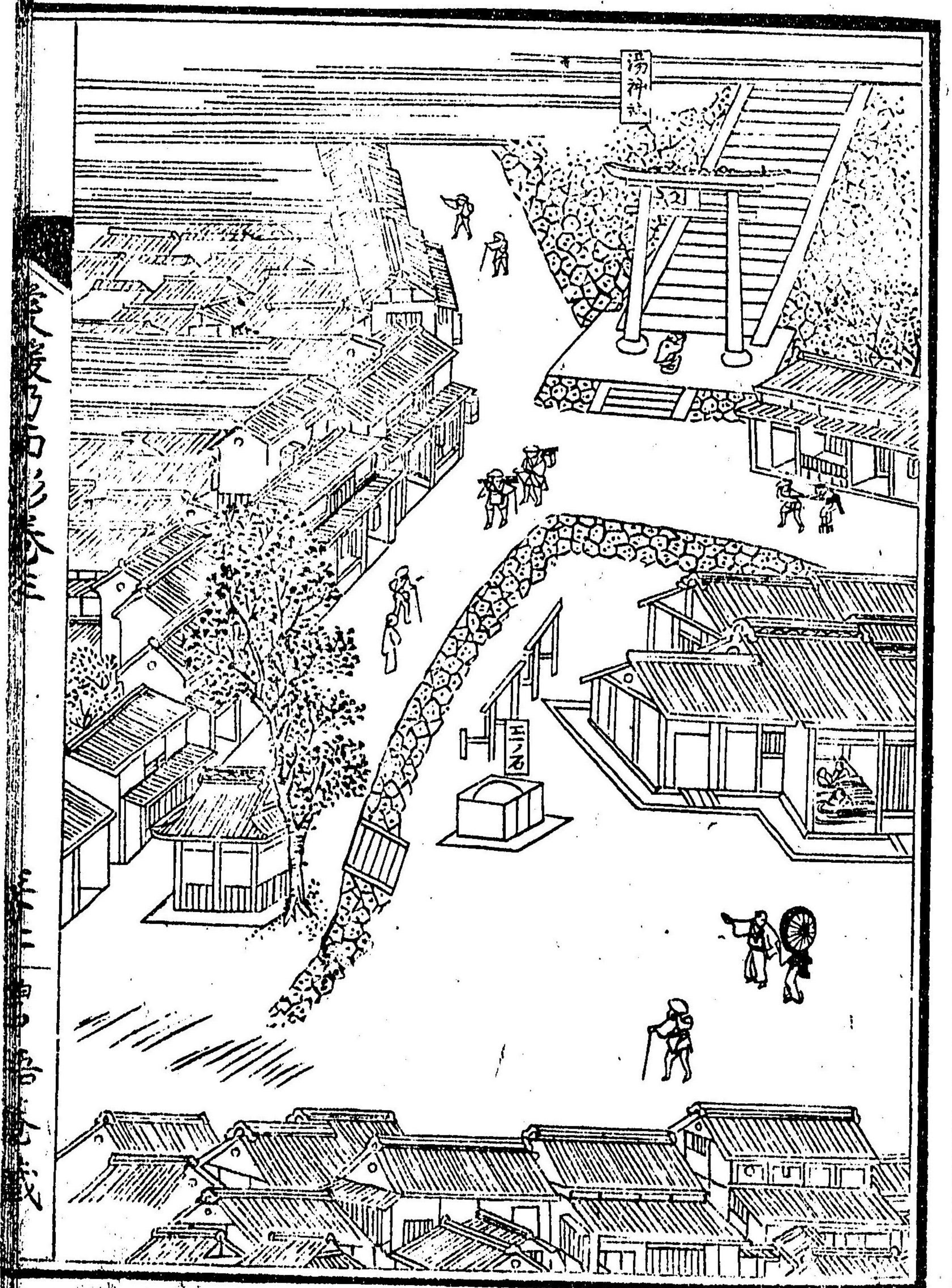
橘春暉_二が_レ北窓_一瑣談曰寬政甲寅春伊豫國道後温泉ノ側ニ畑アリテ
昔ヨリ土民ノ云傳テ不_レ淨ヲ忌ムモ_レ此畑ヲ汚ス時ハ祟リヲ得テ寒_レ熱_レ
ヲ發ス今年松山某考_レテ此中ニ必_レ聖德太子ノ碑_一ニ_レトテ人_レテ掘_レシ
レニ果_レメ大_レ丸_レ碑_一石ヲ掘出_レシタリサバコソテ未_レ夕_一全_レ山_一終_レラカ_レル_二前_一ヨリ水ヲ
洗_レヒナド_レテ見_レタリ_二ニ_一聖德太子其昔温泉ヘンセ_レト時ノ御文章見_レタリ
レニ_レソ_レ時_一隨_レ從_レ人_一ノ姓名ヲ載_レタリ_二稀_一代_レノ珍物也_二ト_一喜_レビ掘_レタ_レニ_二温泉
ノ_レ多_レリ_一近_レキ_二土_一地_一ヲ_レホ_レリ_二穴_一ニ_レセ_レシ_二故_一ニ_二温泉_一中_一ヘ_レ濁_レリ_二ニ_一キ_レタ_レリ_二カ_一ハ_レ所_レノ_レ人_一大_レニ
敬_レ馬_レキ_二若_レシ_一温泉_一ニ_レ別_レ糸_レコ_レル_二時_一ハ_レ此_レ里_一ノ_レ人民_一數_レ百_レ人_一飢_レ渴_レニ_レ及_レズ_レシ_二此_一碑
掘_レル_二一_一魚_レ用_レナ_レリ_二上_レ比_一白_レク_二戒_一ノ_レ止_レタ_レリ_二カ_一ハ_レ又_レフ_レノ_レ一_一ニ_レ埋_レタ_レリ_二イト_一殘_レ多_レ
キ_レト_レリ_二キ_一ト_レ此_レア_レタ_レリ_二ノ_レ人_一語_レリ_レキ

舊蹟考曰或書云嗟予聖德太子所撰之碑文尚埋没而不知所
 在曾聞鄉民披山間莽莽耳數地數尺得一古碑憚人怪異之私還
 填之云此溫泉近境則果為天古碑不可誣也可痛惜焉溫泉之東南
 有古城址其東北之岡通俗呼保社尔波有一院堂安樂師室龍
 直地架地翕扉不便于闔闔釘着深秘鎮之口碑傳之此像毒
 石也從地涌出確乎不拔若直視之則毒氣射眼乍瞽自云所以
 幾百年歷住之僧侶不容瞻禮也議者云是必夫古碑或碑上
 鐫葉師之像而不稱碑以像稱字若果然則只恁塵地蘊
 西復去也可太惜也

按古碑の埋没ハ誠ニ惜也一義安寺の薬師果々碑

秘のくき神のくび遠は麻を弄きて疑をくく一癖を弄
 眼を弄くくハ例の法師の詭言をくく必は理の有き事ハ
 眼の音を弄くく眼の音を弄くくハ珠を此金龍も
 古き物よりすもくく新とるんものもハ二匹も遠出
 新とるんものもハ新とるんものもハ新とるんものもハ
 事明るんものもハ

服部元喬が温泉碑文中云自寛永中松山侯食封伊豫國
 温泉在疆距松山治城東北二十里於是累世尊崇其湯及
 神祠及今侯源定喬刻石紀其事志傳永久乃典故所
 列足以徵文獻矣と其温泉の功德を賞せる甚詳るんものもハ



ては此の太子の撰より感うハ此碑も向ひて建す
全文南郭文集三編に載る

○熟田津

日本書紀齊明卷曰七年正月庚戌御船泊于伊豫熟田津石湯
行宮 熟田津此云你枳陀豆

万葉集一卷額田王歌熟田津爾船乗世武登月待者潮毛
可奈比沼今者許勢乞菜

右檢山上憶良大夫類聚歌林曰飛鳥岡本宮御宇天皇己丑九
年丁酉十二月己巳朔壬子天皇太后幸于伊豫湯宮後岡本宮
馭宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅御船西征始就海

路庚戌御船泊于伊豫熟田津石湯行宮

同三卷山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌百式紀乃大宮人之飽
田津爾船乗將為年之不知久

同十一卷悲別歌柔田津爾舟乗將為跡聞之苗如何毛君之
所見不來將有

舊蹟考曰土俗の傳説は昔ハ温泉の地名をとるものと云はる
田津と云ふは又まは田津とも云湯の邊に海をわたりて
今ハ地脈變じて西陽の地なり田津の地なり田津の地なり
田津の地なり田津の地なり田津の地なり田津の地なり田津の地なり
古ハ熟田津と云ふの地なり田津の地なり田津の地なり田津の地なり

もまふの書よむらびと何れにべしと云々の反致に飽田津と何
 ゆる千陰が万葉略解に飽饒の誤るべし又久老云或人其地
 此様よと云ふべし一饒田津と云ふ飽田津と云ふも今猶何
 とを猶考ふ所といふに飽饒と字形似しは寫誤り候
 ものなるも或人の説ハ非也飽田津と云地名所よあべ又るを
 四津と云ふ固りも地なりと云々の熟田津の熟を就と書
 誤ると見字と訂正しと云訓誤りも者るべし
 三津濱人の云々此山際まで昔ハ海と云此辺ハ築地なりと
 實よと云るるべしとて三津の三ハ例の假字とて古天皇等
 の行幸の時御船の泊一所なれば御津といひを築地と成

も後海際なるハ今も御津と云ふるべし又熟田津石湯と云
 ふ石ハ古書よ磯と通一みとハ昔も温泉の事田津と云
 邊に在り又ハラの山間の迫門と云ふ潮の満ち入江を
 一々古書と云ふの今世の地理よあべと云も國と云れ
 るは行考の所

○ 出雲岡神社

延喜式に温泉郡出雲岡神社と云る舊蹟考曰或書云
 祭神稻田姫命也是素尊妃大己貴命母也俗號出雲御前
 今西宮内有小社是也又一説三穗津姫大己貴命妃也云
 御社ハ温湯の側冠山と云所よ立せり湯神社の傍る小祠

湯神社

湯神社

延喜式は温泉郡湯神社とありはるは大己貴命サ彦名命
るは此社舊ハ温泉の東二町ぐり山際ハ之と何世も出雲岡
神のませる冠山ハ遷奉とる舊地ハ小祠有て土人二神と
二神ハ二柱の神と祭とるなり

伊佐尔波神社

延喜式ハ温泉郡伊佐尔波神社とありはるは詳なり御社ハ
舊ハ伊佐尔波岡ハ之と今ハ湯月ハ幡宮の傍る小祠ハ
祭奉とる是とるなり

舊蹟考云祭神ハ健内宿禰大臣とるなり社傳とるなり或書云伊
功后行幸あり多時宮を造一所と今御カリヤ山と云其後二帝應
神帝と併祀ハ幡宮と号と見と其外行幸の時の行宮
ハ比白此本林とる由言傳とるなり

俚諺集曰或云石手寺住僧實秀法印と云人有り其弟子辨海
後ハ參河国ハ伊と或人東武ハ往來の節彼辨海の行方と
尋しハ八十餘の老僧とる談話の序ハ道後ハ伊ハの岡と云
はる名所なり知とるなり伊と云とるなり此口語と授
伊社人等も知とるなり伊と云とるなり伊佐尔波岡とるなり
今ハ幡宮の後杉木谷より古城の邊まで昔ハ山つとるなり

伊佐波岡とて河野殿城を築し時山と云き堀とあり多故
 今別の條よりゆゑの時はなほ八幡宮との山に在りて築城の時
 望み鐘樓の邊へ遷座しとて之を移し小祠とて奉幣信仰を
 修す今古城竹林の中南の山端に在りて後岩崎權現と云伊佐
 波の出崎に在りて又庭崎と云きとて此の岩崎といひ初めを
 是の地跡のほくま舊跡とあるは是に建つて奉祀即湯
 月八幡宮とて伊佐波神社也湯月といふも子細り初湯系
 と書しや依りて此の地あり仲哀天皇皇后と伴ひ初湯といひ
 一対新御殿を造り行宮と行在所と云湯壺と構へ湯
 と汲運しを湯系といひてつとて湯月と書誤といひ行宮

の跡は社を建て伊佐波神社と崇奉とて即仲哀天皇皇后
 應神天皇三所るる山と御行山と云るは畧し御行宮山と語ら
 せき實秀乃法印ハ其頃ハ幡宮の別當とて故社傳委
 覺て辨海といひ語傳らむとていふ

按此説よりゆゑの考訂古の事も推
 考するに及ぶべきなり

又りの伊佐波といふ名ハ万葉仙覺抄より引處の風土記ニ于
 時立湯崗側石文處謂伊佐爾波者當土諸人等其碑文
 欲見而伊社那比來因謂伊社爾波也といふとて
 ○湯月八幡宮

山城国石清水の宮殿を摸奉りて其壯嚴の麗き事業の
及所より寸抑此御社の原始詳るべし或云越智王興十三代
温泉郡司元興建立也と或云即伊佐尔波神社是也

俚諺集云延久五年国司源頼義朝臣の命に依て河野親經八箇
所ハ幡宮を建立寸當社も其一より此時再建すと云

按再建と云は此時親經の建立せるハ所ハ必る

又去明應の頃河野家より再造有て刑部太輔通宣より賜
処の書面四通社長玉井某の家より傳りて云河野家代々宗
尊して和氣郡の内五拾石の神領を寄附せる河野断絶の後
暫社領を放と社破壊して記録等紛失寸慶長八年加藤侯

改城の後當社を鎮守と寸是より前喜明朝朝鮮征伐の時靈夢
の告有て朔日一戦は勝利を得敵の大艦数艘を打取武名と
異域に揚り於是喜明帰朝後社壇を建立し神領百石と
久米郡居合村より寄附せる

又寛文七年丁未春松山城主少将定長公神夢の告に依新
再建有り此時山城国石清水の壯觀を宝殿回廊彫物に至る
寸分不違摸さる玉の海久し今この宮殿是る其時旗鎧
弓矢太刀神馬等を神獻し此神領二百石を寄附し給ふ

○湯月古城

俚諺集云河野九郎九衛門通盛任對馬守後入道して善惠と号

寸此後代々住之堀二重に構へ東西に門有り城ハ東面也東に當て切抜門と云有、往古石手寺のつゞて夫より東ハ石手寺境内也と云、土居外回り五百廿間東城戸より西城戸まで六百六十間但し中道通り同内回り四百六拾間本壇高四拾五間三尺東四拾九間南北十二間三尺中壇東西五間南北三間杉壇高七間東西十二間南北四拾五間三尺也今大竹茂り二本の杉木残りて搔揚の小城趾也

城中に岩崎權現社あり此社舊河野氏の鎮守なりと云元禄十五年竹奉行安田又之丞義行と云人古城の南より拾得り神骸をまゝに再建せりと云此社のより伊佐尔波神社の所より巻く誌し

豫章記跋曰河野殿没落事者天正十五年也從太閤被仰付富田民部殿拾万石大津居城御代官所拾万石也福島左衛門大夫正則殿拾一万石湯月城居住御代官所九万石也後移國分城以上十一年歟

○義安寺

温泉の東南に在り禅宗本尊薬師如来行基作河野景通子彦四郎義安と云人の建せし寺なりが義安寺と名くと云或曰此寺の本尊石佛にて即聖徳太子の碑と祭ると

俚諺集曰昔此寺と建んとて山より杉木数多出り多時此山は續り湯山より流るる水は材木を下り多し浦が淵と云はる水は逆巻

残る底に沈みしに依國の思議の材木多く流すに
るに義安寺と云ふを傳へし時の守護土佐に於て材木
とて一字と建まらば義安寺と名く其寺今猶存す云

按此の怪談なり因信に於て西洋説は地中か
の溝深有る水道を通ずるの恰も人身は經絡有
が如しと云ふは此も亦も山骨の如きなり流
出たり

又云天正十三年河野家断絶の時一族譜代の老臣も二君
よ事つらむ此義安寺に移り神水を飲み誓約せし由云
傳くやと云

○踏鳥谷寺

道後十六谷の内踏鳥谷と云は在り今大禪寺と云本尊觀音
作者分明る守大宮形と云銘有と云支那子思禪師開基を
山上唐佛の觀音と安置せし林下井あり踏鳥井と名つ
名泉あり相傳古温泉なり涌出り時踏鳥の足片輪する常
来て足を漬く程あり平愈しと云仍く此処を踏鳥谷と云
又右の山頂に小社あり二神社と云湯神社の舊蹟なり
寶巖寺

是後十六谷の内奥谷に在り時宗一上人の開基する本尊
上人自作の自像也と云



三ノ川



二名集云一邇上人ハ別府七郎通廣次男勝壽丸越智通秀發心して號智真坊曼時宗の祖也建治元年始遊行天下藤澤寺の開山よして正應二年遷化也

俚諺集云此寺の開基一邇上人河野通信の孫通廣子也発心の始親族の遺恨を狭む者有て殺害せんとす多し疵を蒙りて敵の太刀を奪取し命を助りて云其後建治年中熊野を参詣し神託を蒙りて諸國を遊行すものと始りて云

○三光田

其後温泉の西五六町樋股と云所なり川は橋ももつとも南よなり五月の頃田よめを湛へ明日苗を植んと思ふは泥み中

珠は澄らば有り熟視せば日月星の光を顯せざる不思議なるのよ思ひく耕作を止りて云と俚諺集に見ゆ

按澁水中泉の涌出所われハ必速に清澄するもの此涌出處は日光映すれば五彩の色を有り楠村旧井水日吉村僧都水等の類る多し

○石手寺

石手村に在り熊野山盧藏院と号す本尊薬師座像二尺五寸行基作四國順拜五拾一番札所なり

俚諺集云神龜五年戊戌歲越智王澄建立す所也舊ハ大伽藍よて安養寺と名く其頃ハ法相宗なりと天長八年浮穴郡在

原郷右衛門三郎と云人の利欲を貪りて神仏と信せしむる人の
 の男子續く頓死寸八塚と今猶存せり夫より家を捨く四國順
 礼し阿波國焼山寺の禁下とて病死寸一念願望と大師と誓
 して河野與利の子興方生る時左手は一寸八分の石と握りて生れ石は
 文字有り曰右衛門三郎是徳也権現の申子有りて寛平三年
 當寺と再建し熊野十二社権現と勸請し彼石を宝殿に藏し
 熊野山石手寺と稱す其時真言宗に改めしと云寺中什物書
 画類多し尊氏將軍の御教書有り其文曰

安養寺當知行地不有相違し由國宣し所也仍執達如件

元弘三年九月三日 左衛門佐言上

昔八末寺六十六坊有りと今八保章院定觀院壇林坊新坊地藏坊等
 残し

○ 敏多寺

畑寺村より本尊薬師如来長三尺其基作四國五拾番札所也國司
 源頼義朝臣の命に依り河野親經四拾八箇所の薬師堂と建立
 せしもの一なりと云

俚諺集云後宇多院弘安二年閏月勅命に依り蒙古退治の祈り
 丹誠を凝しければ永仁二年鎌倉將軍下知状兩六波羅下文等と
 賜ふ仍當國守護代に崇教餘寺に超出す有識の高僧相續
 て住持の第七世快翁宗師洛陽泉涌寺二十六世の主明として

後小松院綸旨を帯^ル應永元年當國^ノ下向^リ入院^シ開堂^ス乃昔
ハ七堂伽藍三十六坊在^リと時移^リ物衰^リて殿堂悉^ク顛倒^シて
其旧蹟荒野^トなる^ニ甚^ク瓦落壁敗^テ堂上^ニ秋月^ヲや^ハハ^シト^シ

○河津田天神社

河津田村^ニ在^リ菅贈太政大臣^ノ祀^ニ延喜^ノ昔菅公太宰帥^トて筑紫^ノ下
世^ニ以^テ時越智郡櫻井濱^ニ船^ヲ寄^セ夫^ノ陸^ニ此^ノ來^リ暫^ク
滞^リ留^ル乃^テ玉^シ舊跡^ヲ云^フ其時^ニ沓^ヲ脱^シ捨^テ玉^シ依^リ此^ノ
所^ニ沓^ヲ脱^シと名^ク爰^ニ沓^ノ沓^ノ系^ニ趣^キん^ト名^ク殘^ト今^ニ出^テ宣^ス
今^ニ出^テ濱^ト名^ク俚^ニ諺^{集^ニ見^レ別當^{長松山安樂寺^ト云}}
河野通元^ノ奇附状^ヲ其^ノ文^曰

欠

MISSING

テ陣ヲ居河野が與カノ通路ヲ絶テ謀ヲ回ラス云々

○山崎八幡宮

江戸山在り延文六年の造営より願主修理亮平範有と云其

後永應十九年久万式部丞通成再建寸と俚諺集に見ゆ

○彌勒寺

此寺古ハ定額寺と一國ニ幾寺も定らんと云ふほどの大寺なれど

今世絶く所在を云ふべ

春枝云食場村山中横谷と云所ニ彌勒寺山と名付らば處有

大門又ハ彌勒堂毘沙門堂藥師堂あり所も取り即定額

寺の跡もその頃より焼失て今ハ其名の殘りて彼藥師

堂ハ今名手寺中ニ遷シ加藤喜明朝臣城ト松山ニ築キ給ヒ
一時城山の東ニ此毘沙門ト遷祭玉以テ今横谷山毘沙門堂
ト云フ

類聚國史百八十佛道部 曰天長五年冬十月伊豫國彌勒寺預定額寺

同七年九月庚辰以伊豫國温泉郡定額寺為天台別院

△續日本後紀九卷曰天長七年九月庚辰以伊豫國温泉郡定

額寺為天台別院

按定額ハ續日本紀ニ定武散位定額負二百人又續日本後紀

ニ囚獄司物部定額四十人ナルヲ以テ定數トシテ同意也

類聚國史百八十卷云天武天皇九年四月勅凡諸寺者自今

以後除為國大寺二三以外官府莫治ト云々官府ニ治ル処の
大寺ト二箇寺若ハ三箇寺ト定テ是ト定額寺ト云々
伊豫國の定額寺ハ國分寺ト此弥勒寺のトモ其外の寺
ハモテ國史ニ載ラレト見ズれば諸寺の縁起ハ勅願
所ニシテ多クハ私言ナル也

○長福寺

別府村ニ在リ本尊藥師毘沙門地藏三體ト行基作リト云
又聖德太子彫刻の不動明王空海筆不動画像唐土より傳來の
西界曼陀羅等ハ貞享の春始々開帳アリ昔ハ膝坊十二箇
寺未寺十五箇寺有テ河野通直の制札今猶存すと俚諺集見

○真善院

齋院村山の林下に在り甲州武田信玄家臣真善坊と云僧田國一々
法華經を廣む最澄自作の大黒觀音并身延山三代の曼陀
羅をも持來りて此寺を造立す其後退轉せしと享保年中道
心小庵を結ぐ住るが夢の告有て寺号を現ぬ夫より近村
百姓の持傳る曼陀羅を返納し多し此寺の什物も相違り
因り元文の頃一宇を再建す大黒像ハ萱町妙圓寺に秘藏し
觀音ハ針田瑞應寺よりと俚諺集に見ゆ

○桑原八幡宮

畑寺寺在り累年の火災に社記焼亡し由來詳るべ天文十

○正八幡宮

一年八月十五日河野通康再興の棟札あり云

小栗村に在り用明天皇元年宇佐より勧請せる云云
今の社地より八町西方に馬場有て鳥居を立り此辺の田地
比皆神領なりと天正年中召放りし由在原合戦の時賊
社壇を破り社記室物等悉く奪去り紛失ひり云

○勝山八幡宮

今市町三寶寺境内に在り何の勧請なりと云び昔ハ城山の
上は在りしと加藤侯築城の時北山の林下に移奉り其後又
蒲生忠知朝臣當寺より移しむり由俚諺集に見ゆ

○井手大明神

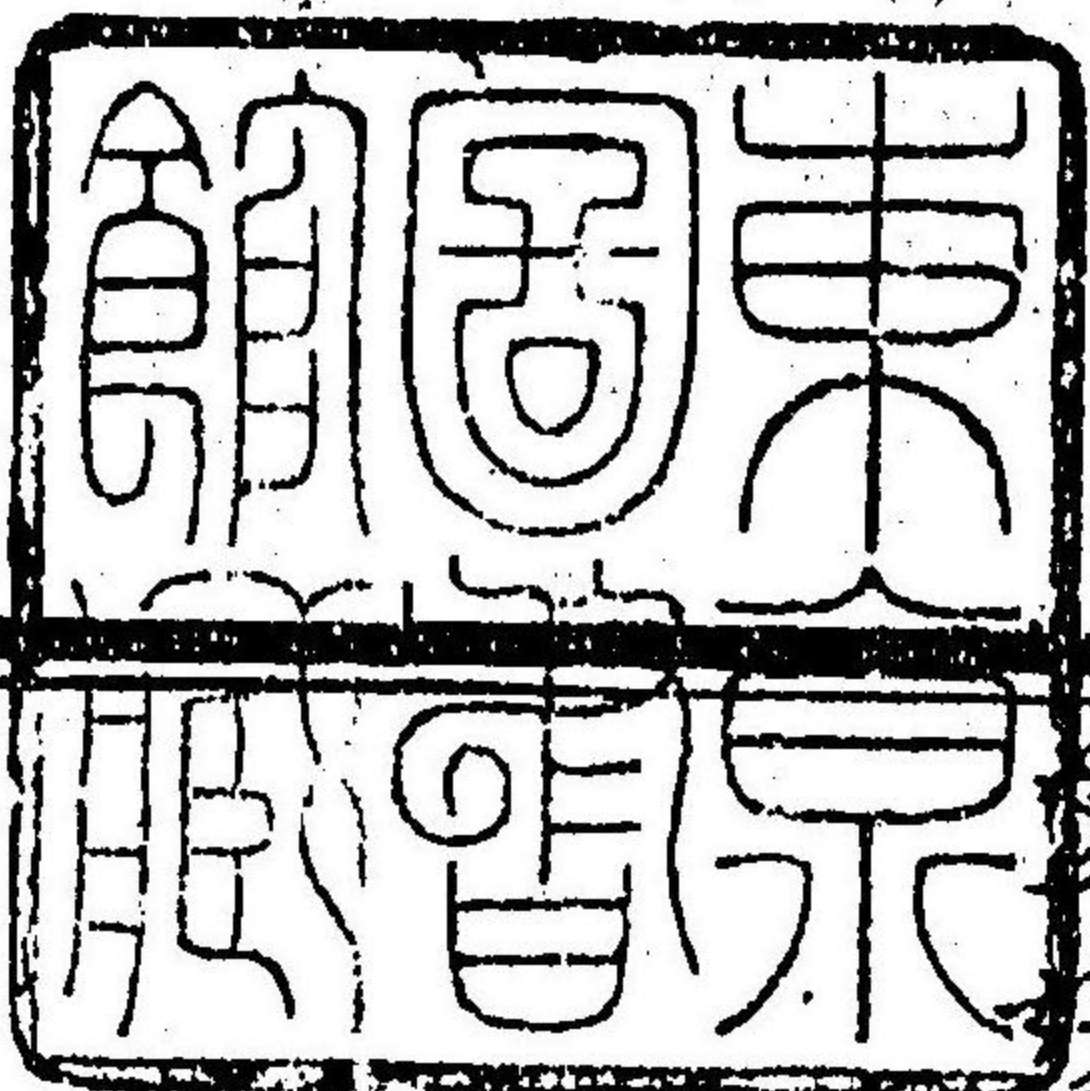
橋村しむらに在り俚諺集ゑん云山州梅宮うめのみやの勸請まねがねより古ふる南方川みなみかたがわ向
に在り慶長三年けicho今の所ところ遷座うつすゑより舊もと八五社やちご明神あきみじんと云
社僧しやそう八やち大音寺おほねのてらより此寺このてら之花山はなやまと号なづ寸高野山すんたかのやま三昧院さんまいいんの末寺すえのてら
より本尊ほんぞん十一面觀音じゅういちめんくわんおん行基ぎやうき作つく大宝年中たいほうねんちゆうの草創くさくわう也なりと云

愛媛面影卷三終

愛媛面影

四

東 京 圖 書 館			
五	三	別	和
冊	一	札	書
	號	架	門
		函	類



東國
景卷

○久米郡

故柳原芳楚納本

柳原家藏

今治 半井法橋梧菴撰

日本書紀清寧卷曰二年冬十月遣於播磨國司山部連先祖伊與
來目部小楯於赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目新室見市邊
押般名皇子子億計弘計畏敬兼抱思奉為君奉養甚謹以私
供給便起柴宮權奉安置兼驛馳奏天皇愕然驚歎良以愴
懷曰懿哉悅哉天垂博愛賜以兩兒是月使小楯持節將左右
舍人至赤石奉迎

同頭宗卷曰二年冬十一月播磨國司山部連先祖伊與来目部
小楠於赤石郡親辦新嘗供物

國造本紀曰久味國造輕島豐明朝神魂尊十三世孫伊与主命
定賜國造

大成云味疑昧誤字

按来目部小楠より久米郡より出たり久米も来目も同
假字より固り別なり古事記傳十九卷大久米命の
云来目邑ハ和名抄ハ大和國守市郡久米郷なり是也云々
伯耆美作伊豫等より久米郡と云り其餘も國々此地
名の多かりハ皆本ハ此氏より出たり伊豫國人浮穴直千絶

千絶之先大久米命也ト云イ豫國浮穴郡ト云久米郡
るも由有るを云り云々

和名抄郷名

- 天山郷
- 吉井郷
- 石井郷
- 餘戸郷

若ハ此四郷ありと後世三拾一村と云り

- 和泉村 五百八十八名
- 井門村 四百五十五名
- 浅生田村 四百八十六名
- 古川村 五百八十八名
- 居相村 四百七十五名
- 石井村 八百九十九名
- 土居村 三百八十二名
- 今在家村 二百五十五名
- 星岡村 五百七十五名
- 尾山村 百七十五名
- 福音寺村 二百五十五名
- 久米村 五百七十五名
- 鷹子村 五百八十八名
- 岸村 九百七十五名
- 日瀬里村 二百六十九名
- 假屋村 四百七十五名
- 平井合村 七百五十五名
- 小屋峠村 四百七十五名
- 梅木村 千九百七十五名
- 畠中村 四百七十五名

- 窪田村 二百五十五石
- 水泥村 五百二十五石
- 西岡村 六百七十五石
- 志津川村 四百石
- 樋口村 三百六十五石
- 芝内村 三百六十五石
- 北方村 千二百七十九石
- 松瀬川村 二百七十六石
- 南方村 千三百五十五石
- 則内村 六百九十三石
- 川之内村 二百六十五石

總高壹萬五千七百九拾石二斗五升七合

○天山

天山郷、特立してよれ山と同一く、低き山あり、畝尾長
 引くたゞ此形容、和国天香具山、似せ此山、乃よるを郷名
 といひ、乃よる、此山、上古天上より降りて、二よりれて地下より
 出たり、ハ大和、天香具山とあり、さうして、ハ伊豫國、乃よる

此處より海は是よりして天山と名つていふ

伊豫風土記云、伊豫郡自郡家以東北、在天山、新名、天山、由者
 倭在天加具山、自天降、時二分、而以片端者、天降於倭國、以片端
 者、天降於此、土因謂、天山也

按、天山、今、久米郡、に在り、其を風土記、伊豫郡、といふ、ハ
 昔、ハ此、道、まで、伊豫郡、あり、事、云、ハ、神社、あり、ハ、倭國、の、敷
 原、あり、と、山、あり、と、な、り、と、い、ふ、事、あり、

○伊豫村神社

延喜式、伊豫郡、伊豫神社、名、神、大、と、り、是、也、但、久米郡、あり、
 之、式、ハ、伊豫郡、とい、ハ、古、世、より、ハ、伊豫郡、とい、ハ、久米郡、ハ、詳、き、

御社之米郡居相村之立せり俗之伊豫中大明神云

按俚諺集云此神社昔ハ梅本村の内小野谷之鎮座也中世洪

水之漂流寸當社ハ立淵之上一之谷之村なり此處之遷

坐一奉り伊豫村大明神と崇むと云く之を然と二社社考

之伊豫村神を誤りて伊豫豆比子神とせりよりて近世伊豫

豆比子神社と定りハ非ある也延喜式之伊豫神社名神大

と云く之類聚國史之伊豫村神預於名神と云く之を以

此伊豫村神ハ正しく伊豫神多證一也之各神ハ後世も

必大社とておつせり此御社中ノ大社多ク名神多ク

謬ニ也又續日本紀之米郡伊豫神授位五位下元神ノ二烟

と有て即之米郡名神ハ伊豫神社多ク證三也之著一也

謬之速ノ神号と改む事ヲ抑此神ノ所事ハ之

之疑ハ之思之此度此書著す之辨之殊ハ之

考へるゆり神ノ助育を考へる證あれハゆめ之疑

伊與豆比子神社ハ伊豫郡ニ在り米郡ノ所事ハ之

郡郷ノ事ハ古書ニ違りて之ハ成り之也延喜式民部云

凡郡不得過千戸若餘五十戸以上者分隸比郡地勢不冝分者

隨狀立別郡其不滿百戸者隸入他郡若不得已而應分者別

録申官と云く彼此ノ易りも有之れば之を以て之

有天山と風土記之伊豫郡之温泉郡之温泉のものと凡記

天^{てん}山^{さん}
大成

香^かる^る山^{さん}

山^{さん}の^の松^{しょう}

山^{さん}の^の松^{しょう}

山^{さん}の^の松^{しょう}

山^{さん}の^の松^{しょう}

山^{さん}の^の松^{しょう}



徑^{じやう}遠^{えん}高^{こう}振^{びん}

山^{さん}の^の松^{しょう}

山^{さん}の^の松^{しょう}

山^{さん}の^の松^{しょう}

山^{さん}の^の松^{しょう}

伊^い興^{きやう}の^の山^{さん}

松^{しょう}菴^{あん}

里^り岡^{おか}



碑文序は道達夷與村正觀神井とありて思ふなり

續日本紀高野卷曰天平神護二年夏四月甲辰名米郡伊豫神授從五位下亮神戶二烟

按新居郡伊曾乃神亮神戶五烟越智郡大山積神亮神戶五烟久米郡伊豫神亮神戶二烟野間郡野間神亮神戶二烟皆名神より事あり

三代實錄曰貞觀四年九月十八日甲申授伊豫國從五位上伊豫村神從四位下

同八年閏三月七日壬子伊豫村神授正四位下
同十二年八月廿八日戊申授伊豫村神正四位上

類聚國史曰天安八年閏三月壬子伊豫國從四位上磯野神伊豫村神並預於名神

按舊蹟考云三代實錄卷十四云伊豫國正六位上伊方神授從五位下とありて頭書より方當作豫とあり方ハ与の誤りなり然れども伊豫神天平神護二年已に從五位下を授給へば實錄よりよはの正六位より師ハ別々伊方神と伊神ありし伊与神の誤りハ

○日尾八幡宮

久米村に在り宇佐の延坐して右大將頼朝公建立也と云應永年中に焼亡寸今三藏院寶物長二尺許の板より八幡宮並米

如堂焼亡のものと載り、奥は文明十三年辛丑七月十日刑部太輔と記して在押なり。又板の裏は河野通直判行の古より當社の神輿正月八日の夜岸村の薬師堂に神幸なり。里民松明を點て供奉すと俚諺集に見えり。

按俚諺集に伊豫神社は久米村日玉山に遷坐し奉座。今日尾八幡是ありといふ。伊豫神社は即伊豫村神社より別と伊豫神社なり。此亦此説誤れ。

○津土寺

柘林山三藏院と号く本尊釈迦如来行基作真言宗四国四拾九番の順拜にあり。

俚諺集云孝謙天皇の勅願所として右大將頼朝公再興の由河野通信在判の證文数通有りと應永年中の災に悉く焼失す。河野伊豫守通篤制札の條目今も残りあり。六拾六坊有るよし寺内八所四方と見えり。又堂山とて墓所なり。空也上人自作の像有り。今ハ此は安置し、上人諸国修行の時寺に三年備留有りと見えり。圓光大師自作の像二世聖光上人三世良忠上人とも自作の三像有るとして三像院とも名く。

○播磨名塚

同所は在り昔石室数多あり。今ハ残りありて曠野平石。こゝにこゝにあり。八皇サ二代清寧天皇御世伊豫國人末日部

小楯とて播磨守とて彼國に至り顯宗仁賢二帝を供奉して
上洛寸後任滿て此國を歸と送りて任るすを播磨守と
りて伊藤氏より見えて

按菅笠日記に陵の状とすは窟のやうにして内は狭く下は
埋れりて入りて入りて入りて入りて入りて入りて入りて入りて
石と物の蓋のやうにおひひとありて入りて入りて入りて入りて
貴人と葬りし墓あり又日本書紀孝德卷曰王以上之墓者
其内長九尺濶五尺其外域方九尋高五尋役一千人七日使訖之下
臣之墓者其内長濶及高皆准於上其外域方五尋高二尋半役
二百五十人三日使訖之凡王以下小智以上之墓且用小石を

おひひと入りて入りて入りて入りて入りて入りて入りて入りて

○安國寺

別名肉村に在り本尊薬師如来楠木の槽より十二神眼あり
像ありて云曆應二年己卯豫州安國寺建立呈利將軍義満の
寄附状なり其文曰

寄進伊豫國安國寺國內餘元庄并吉原郷地頭職松崎濱
等々奉

右為當寺領今寄附之状如件

嘉慶二年二月廿八日

九大臣源朝臣

又河野通之の寄附状なり其文曰

伊豫國餘戶庄大野森山先知行分所領之事

上方為寄進此歲御教書上者早自寺家亦知此寺有違

狀如件

應永四年十月十八日

河野六郎通之

安國寺衣鉢客

○星岡

(得此孫三郎)

元弘三年二月河野備後守通綱七居次郎共南朝の御方として
伊豫義兵を率へ時長門探題上野の北條時直星岡の陣所を
構へく合戦の事なり

太平記七卷云土居次郎得能彌三郎宮方成テ旗ヲアケ當國兵ヲ

相附テ五佐國へ越ル処ニ去月二日長門探題上野の時直兵船三百艘ニ

テ當國へ押渡リ星岡ニテ合戦ヲ致ス処ニ長門周防ノ勢一戦ニ負テ

手負死人其数ヲ不知刺へ時直父子行方ヲ不知云々

同綱目云俄々トバ兵物具スヘキ間モ無クバ様ニ落行ヌ時直

父子モ希有ノ命助リテ山林ニ身ヲ隠シ今治浦ヨリ小舟ニ乗テ主作

六人備後ニ着テ夫ヨリ長門へ下リトナリ

○岩伽羅城墟

志津川村より天文二十三年九月當城主和田三河守通興武威

は募り河野屋形を蔑如し命を叛く事あり仍て湯月館より早岡

大和守兵將として俄々當城を攻れば通興自殺す其後一族和田

○大熊城墟

左衛門佐と云人移住せし也二名集よ見えんと○今北
則之内村よ在り戒能伊賀守通運當城よ指亀久万山大除城
主大野紀伊守利直と合戦の事なり

二名集云大野進兵圍大熊山城固クシテ拔ク能ハズ空ニ解圍
退去城兵勝ニ乘シ追北甚急ナリ寄手失度亡命其教ヲ知ス

時ニ剣山城主黒川對馬守通俊大野ニ與カレテ寄手中ニ在リ被射馬
遁去ルヲ得ズ則ニ内村ニテ自殺スト云齋院瀬ト云必ニ有墓松樹ヲ
植テ黒川松ト云

○福見寺

山内村よ在り俵飛山ト号ク真言宗本尊觀世音法道仙人草創
古開基の地ハ今の本堂より十八町山上よ在り二王門方其河野氏造也
俵諺集云法道仙人天竺人也或夜紫雲に乗ク我朝よ奉公播磨國
法華山よ住リ常ニ法華經ヲ讀補秘法ヲ修リ天竺より來
物よハ千手觀音銅像舍利寶鉢等也大化元年八月船頭藤井よ枕テ
鉢ヲ乞ふ藤井公采多ク施シテ時鉢室ヨリ飛去數多ク未
殺鉢ヲ逐テ飛去ハ藤井大驚焉科ヲ謝セバ未殺飛帰リ事
本ノ如ク唯一俵南河上ヨリ落リ是ヨリ此地禰人多ク世故り
申テ俵飛山福見寺ト名ケ

元享釋書曰大化元年秋八月船師藤井載官租而過道飛鉢乞供藤井曰御

愛媛乃而山



吾

福見寺



高

寺

愛媛乃而山

吾

尉精獲不遺私情銖便飛去於是乎船中群禾隨銖飛連猶雁陣入山中
 藤井大駭馬奔到庵所悔謝乞憐道笑而諾言已米石如空則飛歸其米
 千石無有遺失只其一俵落南河上自茲此地富人多矣俗号米踏土村又
 曰米田藤井入都奏事孝德皇帝大加感嘆五年五月上不豫診治弗瘳乃
 宣左撲射阿陪倉内召道加護道入宮持念玉體平復六宮雜拜止宮七
 日弘演釋門與上君臣嘆美云道多當精舍諸州往而在今存者稱
 道遺德

按此事怪誕一神仙昔人多和漢史傳或此事
 及已寺跡負其德稱今以辨
 一

○伊豫郡

舊事紀五卷曰物部伊與連又

同七卷曰武國凝別命伊與御城別添御杖君

又曰十城別王伊豫別王等之祖

同國造本紀曰伊余國造志賀高穴穗朝御世印幡國造同

祖敷術彥命兒速後上命定賜國造

又曰仲國造志賀高穴穗朝御世伊豫國造同祖建借馬命

定賜國造

日本書紀景行卷曰次妃阿倍氏木事之女高田媛生武國凝

別皇子是伊豫國御村別之始祖也

同五十一年又妃吉備武彦之女吉備穴戸武媛生武敏王與十城別王弟十城別王是伊豫別君之始祖也

大成云此伊豫國ハ伊豫郡とあり久味國造小市國造奴麻國造風早國造あり比自郡と云るる吉野國初瀬國子の類あり

和名抄鄉名

神前鄉

吾川鄉

石田鄉

崗田鄉

神戶鄉

餘戶鄉

昔ハ此六鄉あり今ハ三拾四村よりなり

一坪村

七百二十石余

中河原村

八百石

大間村

二百五十五石余

保免村

六百七十七石余

南江領村

五百五十五石余

北江領村

三百六十五石余

高柳村

五百七十五石余

庄之内村

六百七十七石余

余戸村

千三百六十五石余

垣生村

七百一十二石

北河原村

五百四十五石余

松前村

千九百一十二石

黒田大溝村

四百七十五石余

釣吉村

八百三十二石

北神崎村

八百五十五石余

南神崎村

二千九百一十二石

神崎出作村

二百五十五石余

徳丸村

八百三十三石

八倉村

四百一十二石

横田村

八百石

黒田村

六百七十七石

上三谷村

千四百石

下三谷村

千五百三十五石

吾川村

千四百七十五石

稻荷村

三百五十五石

市場村

四百九十五石

尾崎村

二百三十五石

中村

三百一十五石

米湊村

五百四十五石

本郡村

三百五十五石

下唐川村

二百五十五石

大平村

六百三十五石

三秋村

百七十七石

本林村

三百六十五石

總高二萬四千拾壹石八斗六升七合

まれば、いこちあまのまれば是又此神代の皇子よりいこちあまのたれは日子宿間命も彦狭島命も伊豫よりいよ給ひ事あり
必謬あり

又按書紀景行卷云次妃阿倍氏木事之女高田媛生武国凝别
皇子是伊豫國御村別之始祖也同五十一年又妃吉備武彦之
女吉備穴戸武媛生武鼓王與十城別王弟十城別王是伊豫別
君之始祖也あつは此二王の内をあつはは此二王の内をあつはと謬りて彦
狭島王とよびあり

又按国造本紀より味國造神魂尊十三世孫伊與主命定賜
國造とす此伊與主命即伊與豆比子又ハ伊豫神あり

○松前城壻

松前村の海濱に在り文祿四年加藤左馬助喜明朝臣の築給り
はより後慶長七年松前城を温泉郡勝山に移し修了即ち
の松山城是なり

○金蓮寺

松前村に在り本尊薬師如来後堀川院寛喜三年の草創より
て唐僧明海上人開基也といひり
住持集云後堀川院御悩の時明海を召れ修法有れば御悩
平愈し玉り賞より永世此地を賜り伽藍を建立せり中頃
松前住人武内正勝と云人は華經と一字一石の書寫し新田と云

松前城壻

附セリ文祿四年加藤喜明朝臣此寺（此寺）其跡へ杉前城（杉前城）と云ふ
 給フマ此寺古ハ性尋寺（性尋寺）と云ふ此寺玉松山十二光院金蓮寺と改む
 四方八町免許地あり大森彦七盛長の鬼女と違ハ此寺あり
 事ありと云へマ

豫陽盛衰記云歴應五年ノ頃ナリレ當国久米郡ノ住大森彦七
 盛長と云者有レカ尊氏將軍先年九州ヨリ發向ノ時細川定禪（定禪）キ
 二屬シ兵庫ニ於テ烈シキ働有レ故其賞トシテ大庄二三箇所宛行ハレ
 一族悦ヒノ餘猿樂興行有ケル此盛長ト云者本土佐ノ奥ニ育テ日夜
 山林ヲ家トシ鹿猿兎ヲ獵テ業トシ飽マテ剛強ニシテ不敵也真崎ト云
 所ニ宅有テ遙カ山側ニ棧敷ヲ構ヘテ郡下ノ老若男女群集シテ見物

セントスル頃彦七モ猿樂能ク人数ナリケレハ夜ヲ込テ出ケルガ羊（羊）食テ
 ヤレト云声シケレハ家頼ノ者走リ近付見ハ深田中ニ倒レ正氣ヲ失テ
 居キカル一故其日ノ猿樂ハ止マレ漸ク介抱シテ館ニ連帰リテ元来
 レタカ者ヲ苦ハセサリケレ其語ル有様虚実難分是程ニテ催シテ故
 日ヲ替テ猿樂始メ凡彦七ハカリ目ニ見テ由テ色々奇怪ノ事ヲ申セテ
 後ハ夜番日番ヲ付ラ守リ居ケルモケカラヌ有様甚多カリレ其後唯狂
 乱ノ如クテ殿内葉モ難ク叶終ニ貴キ僧ヲ招キ大般若ヲ真讀シテヨリ盛
 長気色本復シテ性（性）キ一モノク成ニテリ此事太平記ニ詳ルマ
 玉生八幡宮
 松前村ニ在リ宇佐ノり（宇佐ノり）の辻座也と云別當金蓮寺昔ハ出作三

○ 百貫庄内六十三町社領多し由俚諺集に云々
流宮

高柳村に在り祭に詳あり所の以て洪水を此社下は流せしと云揚々勸請せしを流宮と名く萬治四年今の鳥居を建く五社大明神と額を掛り俚諺集に稻荷ノ末社と云つにハ狐多しと云

○ 日招山殿並玉院

本寺薬師の基作不動明王ハ空海彫刻也と云古ハ本堂九間四面鏡天井ノ画竜ハ狩野某筆鐘樓中門四天王門其外殿坊ハ竜泉坊西林坊浄蓮坊世音坊是景坊善渡坊道源坊常願

坊長泉坊不動坊林月坊等也舊ハ大伽藍のすゝ河の邊より洪水は佛殿廊下も流て残り物ハ本尊天井の鏡板卧龍画大般若箱二三合建保三年源家友書寫し寄進せり今ハ本堂も茅葺と成りぬ河野通宣免許状有り薬師寺開基長圓坊と云る由を文之

長圓寺保免境ノ事任先規より東限西道南國祭屋敷を限西ハ樋の裾道を限北ハ提井迫道を限所お定也然ハ諸公事等停止仍如件

永禄二年十月七日 通宣在判

○ 日招八幡宮

うらなつても又在馬助殿堤として今も残り上木林松川と云ふ源は
砥部十六谷のの流出てあきぬのいも洞のりや丸大河を
又谷川中も温泉湧出て疾病を治すなり里人語りぬと俚
諺集よかりて

○郡中

米邊村と吉川村との間も市町是なり此は山中より出ぬの
産物伊豫砥とも砥部の陶器其外材木綿砂糖等寸
産此郡中より出ても移馬等々諸國も運輸せり
因て旅客の往來常より之に商家も又日々繁榮し人烟ま
すく盛あつて云

○扶桑木

本郡村離山より掘出す一種の埋木あり俗相傳上古扶桑と云
大樹有るとその根糸々々土中にも朽残りありて仍て扶
桑木と名を鑄て印鈕と造る刻も印の帯付と名
木質堅緻色深黒こゝろ光澤なり最愛玩す也

昔蹟考云古事記よはらり和泉國の大樹又肥前國の大樹
まの書紀風土記あり昔大木の有ると後枯て根の
今まで残るものゆんくも大樹あり史よ記すべ
まを見えはらり
按皇國は埋木と出す陸奥國達隈川よりぞ埋木

此類多^{とも}是皆地氣^{ちき}の然^{しか}り^しに^より^て彼扶桑^{そくそう}と云木の根
 の^{もと}に^して^り又大洲^{おほすま}領海中^{りゅうかいちゆう}より扶桑木^{そくそうぼく}と出可尤大也
 海底^{かいてん}より取^とり^し初^{はつ}ハ和^わこ^しや^う風^{かぜ}より^りれ^ば碎^{くだ}て^り緻密^{ちみつ}を
 ぎ^び久^く陰^{かげ}處^{ところ}に^おき^て置^きて^後より^出せ^ば堅^か硬^{こう}なり^し
 石^{いし}の如^{ごと}し^と云

○浮穴郡 守城安奈

續日本後紀三卷曰伊豫國人浮穴直千^{うまな}繼^{ついで}同姓真德^{まのり}等賜^{たま}姓春
 江宿禰^{えしゆね}

三代實錄曰貞觀八年冬十月廿三日伊豫國浮穴郡置少領一
 負^ひ

按職員令曰大郡上郡中郡下郡等大領一人少領一人有
 て小郡六領一人主帳一人也此郡ハ小郡を領人あり^とを
 中郡下郡等ハ准^{あた}へて少領一人を^お給^{たま}ひ^しと^す
 ○和名抄鄉名

井門郷

拜志郷

荏原郷

出部郷

昔ハ此四郷多クシテ今ハ九拾九村ニ分レリ

井門村

土居村

本林村

上野村

西野村

荏原村

淨瑠璃村

久谷村

窪野村

東方村

津吉村

中野村

小村

高井村

河原分村

野田村

牛淵村

田宮村

志津川村

見奈良原村

吉久村

下林村

上村

上林村

北番村

東川村

井内村

七鳥村

有枝村

畑川村

東明神村

菅生村

西明神村

入野村

久萬村

野尻村

露峰村

大川村

日浦村

黒岩村

仕出村

澤渡村

黒藤川村

久主村

柳井川村

西谷村

又川村

上川村

小屋村

北平村

中川村

本川村

町村

南山村

葛井村

立石村

寺村

下田渡村

中田渡村

日野川村

大平村

二名村

薄木村

上田渡村

出淵村

高市村

中川村

栗田村

玉谷村

總津村

多居谷村

猿谷村

懺悔し、（一）年、（二）八子の墳、（三）此の石寺の
念の委（一）く（二）之（三）也

○伊豫砥

砥山（一）若（二）ま（三）砥石（四）を（五）出（六）寸伊豫砥（七）と（八）名（九）つ（一〇）名産也此石の出る
山（一）を（二）す（三）く砥部（四）と（五）云（六）又（七）近世（八）此山（九）を（一〇）掘（一一）出（一二）寸石（一三）を（一四）て陶器
を制衣（一）諸國（二）は商（三）少（四）の夥（五）一（六）倍（七）砥部（八）焼（九）と名（一〇）く

延喜式民部云伊豫國鹿草五十枚鹿皮十張砥二百八十顆大豆
十六石海藻根十斤那乃利曾五十斤苕五十枚樽二合胡麻子五合
將酒大豆廿二石隔三年進將酒大豆五石

又云允諸國貢調庸者云、伊豫限二月但宇和喜多兩郡

限三月 伊豫砥五顆

同内匠寮云伊豫砥其數隨用

○浄瑠璃寺

浄瑠璃寺村（一）在（二）り本尊藥師如來行基（三）作藥師一名瑠璃光
如來（一）とい（二）は（三）や（四）り寺（五）名（六）は負（七）せ（八）ら（九）る（一〇）一（一一）四國順拜（一二）四拾六番（一三）札所
あり（一）當寺（二）は平岡遠江守（三）の墓（四）なり

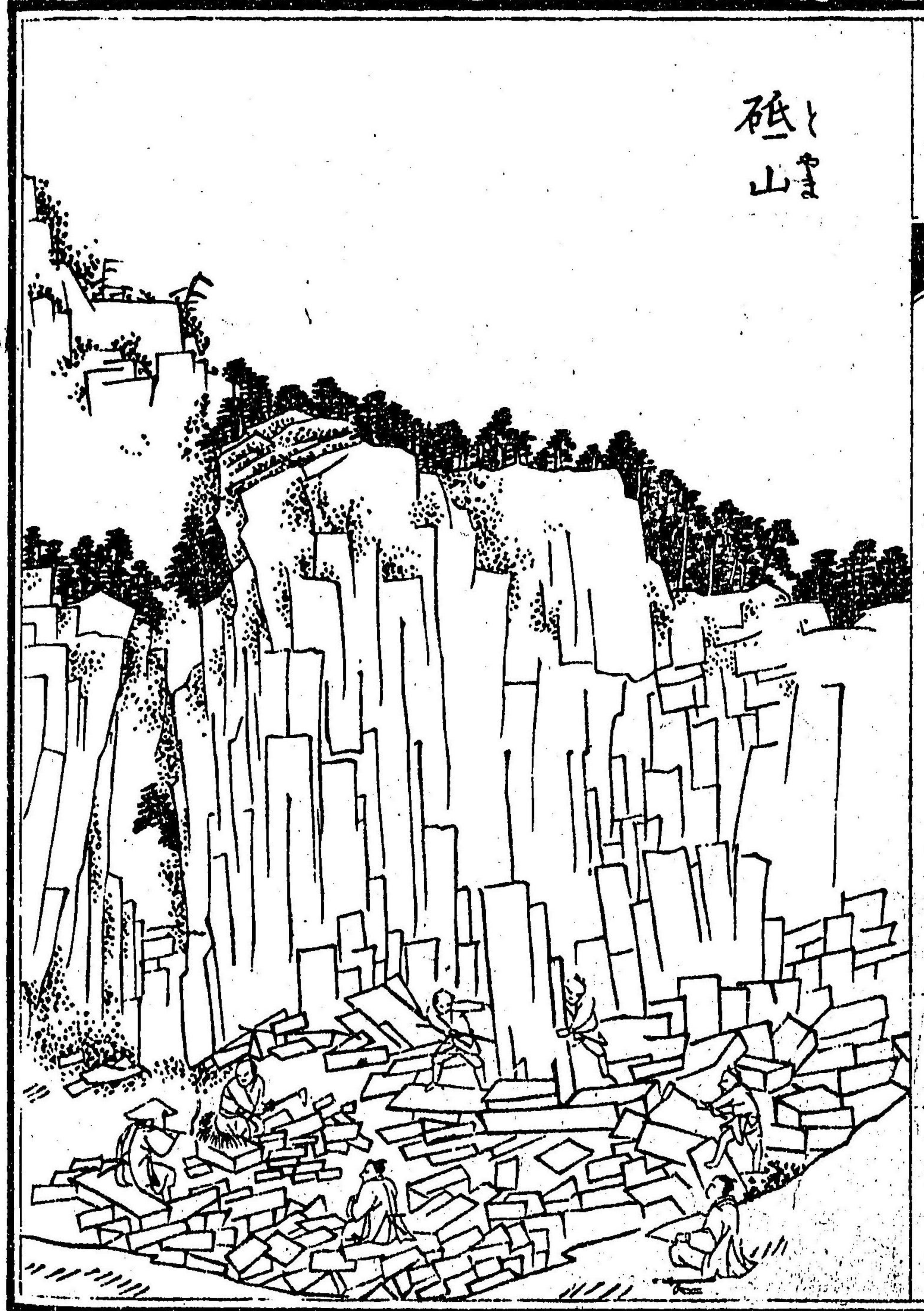
○西林寺

高井村（一）在（二）り本（三）なる十二面觀世音立像（四）三尺空海（五）作四國順拜

四十八番の札所也

○八坂寺

砥
山



石山

石山



石山

石山

湯谷山と号す八坂村に在り本尊阿彌陀佛座像三尺惠心僧
都作四國順拜四拾七番の札所あり

○久萬山

荏原より東南に當りて高山なり羊腸の險路を過りて三里
許より山頂より一世界なり久萬と名く人家数多建兵て衣
食は之より寸田畑あり閑けく尤豊饒の地なり近世茶と多く
産けり外材木硝石椎茸等の産物多し一區の仙境と云へり

○菅生山

久萬町の東に在り名處あり

明玉集

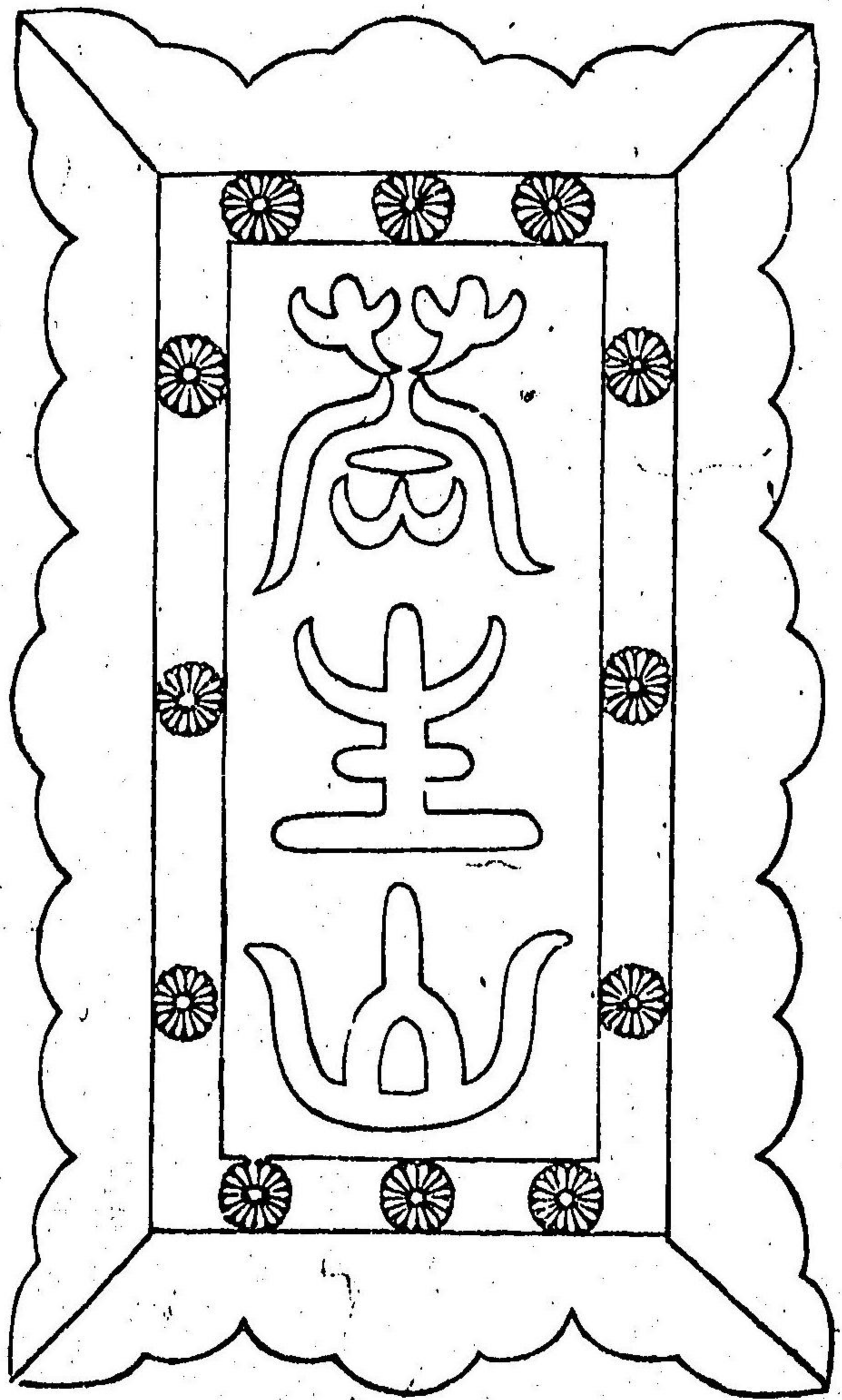
藤原為頼

荒紫へまうふに伊豫の海より雲々山をめぐりて
朝あきよき地なりと云ふは伊豫路の菅生の山に云はれり

○大寶寺

菅生山に在り本尊十一面觀世音立像四尺三寸百濟國より渡り
來りての天竺佛なりと云文武天皇大寶年中に建立せり仍て
大宝寺と号く二王門の二金剛八運慶作菅生山の額に後白
河院宸筆也仁平二年焼失せりと保元二年再造せり嵯峨
大覺寺宮住職を勢絵ひて勅命に依て大覺院と号し
とりて四國順拜四拾七番の札所あり此寺昔は天台宗あり
しと空海奥院を開基あり時真言宗に改む舊は四十八坊

後白河院宸翰樓門額縮圖



有りと今ハ大坊中坊東坊西坊定泉坊十輪坊東角坊新坊西林坊釜田坊理覺坊石垣坊の十二坊残り也

○大除城壇

東明神村に在り河野家の將大野山城守直昌と云人天文の頃土佐一條家の兵と防ぎ新に城壇と久万山に築きて大除と名く敵兵の害を除くの義よと云り

○岩屋寺

若菜山より七十五町東七鳥村に在り奥院是より弘仁六年空海開基本尊不動石佛也四國順拜四拾五番の札所なり空海の歌よ

谷ありき岸の初霧海は似く松の毛を波もあつて
 とつたのつちを海岸山と名付るゆ此ますぐ断巖絶壁
 も風景もひり巖と巖との間もくく人集と通すぐあ處
 何や俗は迫割と名つ鎌と攀く升るふつ此と鎌の禪定と
 云二十一級の階子を升りて白山権現社に至る此所は危陰
 此より東をゆきは阿波讃岐の海見ゆ又西を望めは和島
 九國の境までく渡さる岩山崖は不動の松朋を點くと詣る
 仙人堂ハ階をよと升りて至るぐ絶壁の頂人の至るぐは
 京都婆りく俗は投卒都婆とあつ其外洞中の舍利塔洞
 中の彌陀佛等つくとあゆむとゆふ此國第一の奇觀と

いふゆふあつて

○ 古岩屋

空海くあ此處を閑んとて經營有跡ありと云此行は岩川の
 流を隔てうの絶壁の十五丈二十丈とありあると云木立は茂り
 葛紅葉をのこすまらねもそとそめをいふはる幾つ
 あくまをいふ皆あつて此姿あは彼岩屋との法師め
 ありゆふは遠く傍りて眺めぬー ○ 今仕七川村
 伊豫黨
 伊豫國よりよと崖をよ寸名産をよ條もて荒くと編
 子詞花集惠度法師の歌よ

常陸守正景

十六 古岩屋



岩屋寺

我牟都婆



のくく此等よ言は必大風吹そ人を入と構へんを何者
 破りて入神とあると云り此は燈大輝りて入と十間を
 うきハすこ一踏りて行れり彫る度すづく山骨もよつき
 石の下は海の流れに随ひてあつてなほあつて或ハ
 鑛掘出しむ治まづと云り下も一面の白石にて地は
 ハ馬も騎つてく廣地ハ六家も建り金一は清なる
 鐘乳石と云りの夥しくつぎや穴の内蝙蝠多しれど寒空も
 此はとんよと云り飛得守一丁をわたりて弱岩と云り依り
 内と云ると云り此はハ下よあ濁りてと云りて海に流るる

ありハ又いと度くさし或は逆穴とて井とのと云りて下は海
 ありハ穴のちち若き誰と入るも此弱岩より廿四五間あり
 ゆけのち千體佛とて鐘乳石の付る石左右よりつとあり
 是處りの五百羅漢と云物ハ似しなりハ名付ありと云り四
 五十間ありけく鳥居と云りて鐘乳石の天に柱ありて
 上より下まで降りつと云り穴右より左まで四十間ありけは
 中川と云は有く水深く通りて上ハ川の弱岩の如くして遠くは越
 べし此れと云りてゆへに狂言ゆへにありてありて
 此れより川より此坑に入んハ蠟燭燧など必しありて
 ありて燈火の消るぬたぬりハ本のたつと云りて

ウエズ
羅漢墳



山を穿て坑内と
見る圖



後醍醐天皇御代

三十一卷

さて本のほよ還りつゝ日光とてなほ蘇生もあらせりや
嬉々ゆゑも世に有るをくくくひりて

○新田明神社

大平村に在り、殿屋刑部卿の男式部少輔義治朝臣の霊を祀ふ
とて、又社より己方より四松と云所は義治朝臣の墓なりと云
按、外史曰、建徳元年正月、義治叔共、武藏上野、與上杉朝
房戦、復不克走、匿信濃、不知所終、いつるも、後義満、購天下新
田氏族と索し、八河野氏と頼とく、伊豫よりこれ給ひ、まゝ
又温泉郡にも新田明神の社ありと云

○當歸

天平村より中山より越え、山を大寄坂と云、此は近世當歸と云
殖て諸國より高嶺上品あり、俗に伊豫當歸と名く

按、伊豫國に古く薬種と多く出せり、今ハ甚稀あり

延喜式典藥寮諸國進年料雜藥伊豫三十二種

- 獨沽 十七斤 牛膝 白木 各六斤 桔梗 十斤
- 茯苓 漏蘆 杜仲 三斤 苦參 十斤
- 人參 九斤 木樨 二斤 藁本 二斤四 細辛
- 括樓 大戟 各五斤 芍藥 八斤 石南州 四斤
- 升麻 天門冬 各五斤 續斷 二斤五兩 瓜蒂 二兩
- 薯蕷 八升六合 麥門冬 車前子 燕苔 三升

附子 二升 杜荊子 二升 蛇床子 各合 麻子 三升

桃仁 胡麻子 各升 支子 二升 蜀椒 四升

○硝石

野尻村多硝石と出す制衣して諸國に商ふ俗に久万硝石と名く

又古昔伊豫國より朱砂と出さる事ありて見れども附録す

續日本紀曰大寶二年九月乙酉令近江國獻青金伊勢國朱

砂雄黃常陸國備前伊豫日向四國朱砂安藝長門二國青

金綠青豐後國真朱

同天平神護二年淨足自言難波長柄朝廷遣大山上安陪

小殿小鎌於伊豫國令採朱砂云々

按伊豫國往古朱砂と出さる事著し然れども近世絶て所
在と云へば實に傍に小野蘭山の本草譯説に朱砂近
年和産りて然れども藥肆に出す程に及ぶ寸大和吉野川
上より出す上品也豊前草本村に outputs 若水先生の時吟味り
ものありて黒赤色より下品也ありて是れ物産志に記す
者ハカク掲げて搜索るは必ち此を以てす

○煙草

川登村より出すはの多葉粉風味勝るとも川登多葉粉と

稱せりて外出洲村寺多葉粉多し又宇摩郡上山より

多く出すと云

○喜多郡きよと郡

三代實錄曰貞觀八年十月八日己酉割伊豫國宇和郡為宇和喜多兩郡

延喜式民部曰凡貢調庸者長門國限明年四月伊豫國限二月但宇和喜多兩郡限三月

又曰未進調庸物伊豫國宇和喜多兩郡明年六月晦日云

扶桑畧記廿五卷裡書曰延長五年正月九日頃年之間海賊未隨追捕去年之末盜運伊豫國喜多郡不動三千餘石

大成云續紀類聚國史文德實錄等亦不動倉石又三

代実録より不動穀とよみのりて此不動三千餘石と云不動穀
とつらふ

○和名抄郷名

矢野郷

久米郷

新谷郷 ニヒヤ 尔比也

芳八此三郷ありと後世八拾三村に分ちり

中山村 十一百八名余 川中村 二百六十名 大瀬村 六百五十五名 川崎村 五百五十五名

宮谷村 百七十七名余 横山村 百九十九名余 植松村 百七十七名余 椽谷村 六十八名

中津總川村 八十五名 鳥坂村 六百六十六名 中居谷村 三百八十二名 北表村 三百三十五名

只海村 二百一十名余 村前村 四百六十六名 重松村 三百三十五名 弦巻村 四十二名

奈良野村 半名余 名荷谷村 四百六十六名 宇和川村 四百六十六名 四分市村 五百三十五名

森山村 百五十五名 成野村 三百五十五名 大久喜村 二百七十七名 宿間村 三百五十五名

大神村 七百六十六名 知清村 六百六十六名 五百果村 五百五十五名 立山村 四百五十五名

代衣口村 百八十八名余 川内村 百五十五名 論田村 二百五十五名 城廻村 二百五十五名

北山村 三百五十五名 内子村 六百六十六名 古田村 五百五十五名 菅田村 五百五十五名

宇津村 三百五十五名 大竹村 三百五十五名 北多田村 三百五十五名 松尾村 百七十七名

藏川村 二百五十五名 梅川村 百五十五名 長谷村 百五十五名 鳥坂村 百五十五名

正信村 百六十九名 桑野村 百五十五名 野佐木村 百五十五名 黒木村 九十三名

大洲村 四百六十六名 柚木村 二百五十五名 中村 百五十八名 田口村 千七百七十四名

若宮村 千五百三十五名 一木村 六百五十五名 徳森村 千四百三十九名 上新谷村 千五百五十五名

下新谷村 九百五十五名 憲木村 百五十五名 藤繩村 百六十六名 柳澤村 二百五十五名

- 田所村 三百六十名余
- 今坊村 四百五十名余
- 戒川村 三百七十名余
- 手成村 三百名余
- 宇山村 六十八名余
- 春ヶ村 千三百三十名余
- 多田村 五百三十名余
- 五郎村 八百名余
- 阿藏村 十七名余
- 高山村 百三十五名余
- 上須戒村 四百七十名余
- 出海村 三百三十六名余
- 上土谷村 三百五十五名余
- 櫛生村 三百六十五名余
- 下土谷村 五百七十五名余
- 此木村 四百九名
- 下須戒村 三百八十八名余
- 八多喜村 千五百五十五名余
- 米津村 二百六十五名余
- 加屋村 二百七十五名余
- 上老松村 七十四名余
- 大越村 百名
- 黒田村 百名余

總高三萬三千九百三拾九石七斗七升

○内子

犬寄坂を越中山川中等を経て内子に出此處多く櫛

○鳥坂城壘

河野氏の將村上河内守吉継と云人の城跡あり

残太平記曰永祿十一年八月土佐一條頼房卿伊豫國ニ發向鳥坂城ヲ攻動ス一雷ノ震フカ如シム長曾我部此大正二隨順シテ家臣

江村備中守三千余騎ヲ屬テ頼房ニ加勢ス都合其勢八千余騎

七月三日玉州幡多ヲ討立テ豫州境奥郡ヲ攻順ヘ鳥坂城ヲ包圍ム

此時宇都官西園寺三千余騎ヲ馳加ハリ日夜急ニ攻寄タリ城ノ守護人村上河内守吉継驚キ急キ河野通直ニ注進ス通直時ヲ延ス三千余騎ニ打向一条勢相對ス河野ハ毛利一族完戸隆家婚

ナレバ隆家三千余騎ニテ通直馳加リ續キテ小早川隆景浦兵部丞
 井上伯耆守五千余騎ヲ属テ河野屋形ノ陣ヲ補佐セシメ城主
 村上カ一族能島久留島因島ノ海賊吉継ガ急難ヲ救ニテ兵船
 五百艘加勢ス依之宇都宮西園寺引去ケル頼房モ郎等諫ニテ
 八月下旬鳥坂ヲ引去奥伊豫ノ村里ヲ放火シ六ヶ所切取是ヲ
 軍ノ利トシテ土州へ帰陣有云ニ

○新谷

元和三年加藤友進大夫貞恭朝臣大洲六万石を賜リその後次
 男織部正直恭朝臣新谷一萬石を分知寸し俚諺集に見ゆ
 其後代々相續し給へり南は川は北は高山有て海岸を隔る

事ニ里許自然要害の地あり近世蠟紙等の産物多くて頗盛
 あり殊に此邊田野開け喜多郡中尤豊饒の地あり

○十夜橋

徳森村に在り空海修行の時此橋下は一夜を明し冬風
 を吹く一夜と十夜も明し冬風多し故事あり二名
 集まりたり傍に大師堂有て香花常より之守

○比志川

南は土佐境斐切坂より流し西宇和郡松葉の所より流
 るあり一同に落合て比志川に入大洲城北をめぐりて長濱に至り
 遂に海に入常より舟にて往來するあり十里より及び去鯉年

魚多し此國第一の大河多し

延喜式主計曰伊豫國短鯨鮪鯧鯨鯨魚塩年魚貽貝鮫鮓

大洲城

舊名大津とて天正の頃近守都宮遠江守居城ありと後大洲と

改めり元和三年より加藤侯代は是を領し給りて則ち從志

川の流を以て城郭の遠望殊よめりて大津大洲と志

川よめりて名を以て

河野家傳記云吉公戸田民部少輔ニ拾万石ヲ賜ヒ大洲城ニ

居ラシム民部少輔殿ニ病死其後池田伊豫守秀政ニ賜ハル秀政朝

鮮ニテ死去民部少輔跡ヲ入藤堂佐渡守へ下サル佐渡守跡ヲ入富

田信濃守知照ト藤堂宮内宣吉トニ下サル其後伊達侍從秀宗加藤虎

近大夫殿より息出羽守殿へ下ル

武鑑云天正年中守都宮遠江守同十二戸田民部少輔後藤堂和

泉守高虎領之慶長十二腋坂中勢少輔安治同冷路守安元元和

三加藤九近大夫貞恭以後代に領之

日本外史曰慶長十四年九月從腋坂安治于大洲富田知信于宇和

嶋

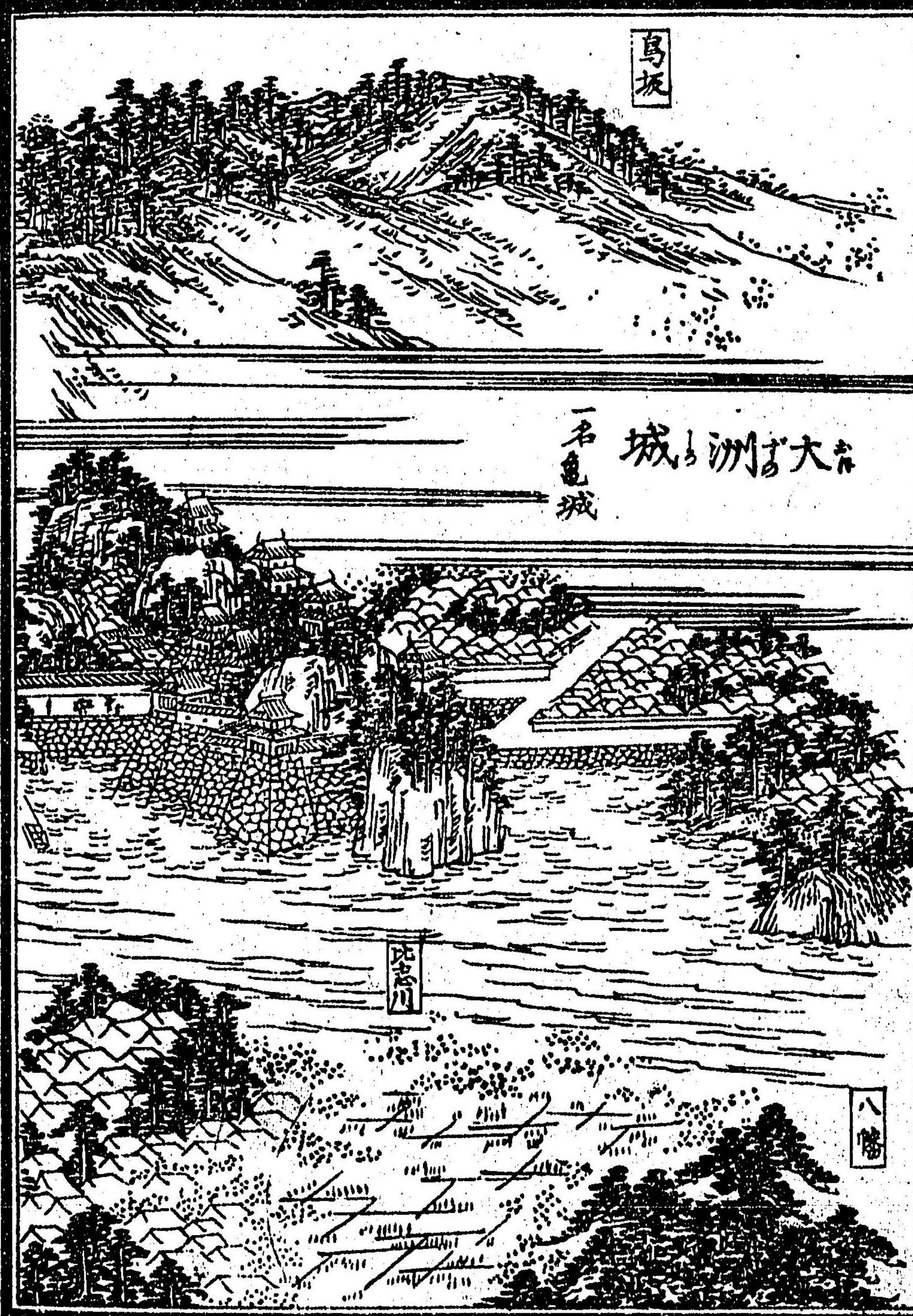
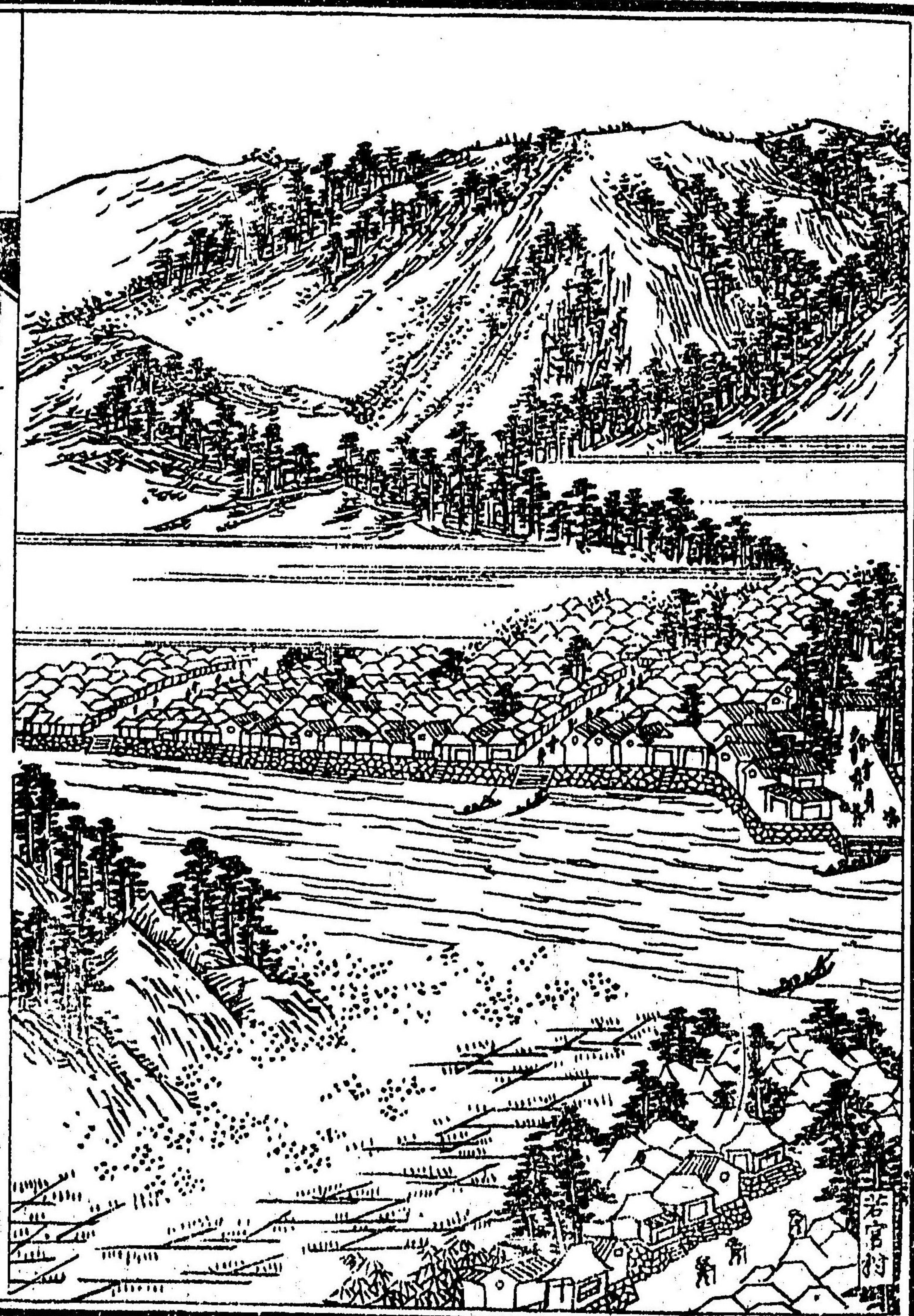
残太平記曰斯ル如ニ守都宮元綱が郎等菅田隼人正猶之大津城ニ

楯籠ル云々吉川元春出雲伯耆因幡美作ノ勢三万餘騎ヲ率シ

正ニタル鼓ヲ龍粧ニ進テ大津ノ庄ニ推來ル其勢山ヲ朋カ如シ云々

長安の西の山

石官村



鳥坂

大洲の城 一名鳥城

石官川

八階

長安の西の山

石官村

南海治乱記曰、津宮遠江守豊綱が臣菅田治部大夫直之近鄰ヲ
 取テ自立センヌヲ欲シテ、佐方へ版図シ、土州ノ兵ヲ假テ河野領ヲ
 是ヨリ河野守都宮鉾楯ニ及テ河野方ヨリ毛利家ニ通シ、援兵ニ万
 余人ヲ引出河野ハ大津ノ菅田ニ向ヒ毛利家ノ兵ハ滿ノ濱ヨリ上リ守
 都宮が居城松山城ニ攻寄ル守都宮力不足シテ毛利方ニ降、大津
 松山兩所ノ戦河野方勝利ヲ得テ兵ヲ引テ歸ル

按松山城ハ慶長八年加藤嘉明朝臣の蔡き給へば、
 夫ヨリ以前ノ城の有、事とまづ、
 都宮が居城奥居嶋
 と謬りて松山とハ、
 地藏嶽城墟

○地藏嶽城墟

大洲村在リ一名亀城大野上總介直行ト云人の城址也ト云

二名集曰當城主大野直行通志於長曾我部元親向北月河野館仍為
 誅伐天正元年三月十八日河野近江守通吉自進發于喜多郡大
 野山城守直昌曾根丹後守宜高等別而欲顯忠貞不相約于
 本而向于地藏嶽城大戦直行失防戦術遁去

武田敬孝云地藏嶽ハ即當今大洲城是也城下の淵を地藏
 淵ト云古昔岩上の地藏の石佛を置其後正覺坂に移すト云
 亀城ト云り大洲城の別名あり

按今の大洲城ハ地藏嶽の古城址よりて築きしなり
 然らば二名集ト云はの大野直行ト云ハ即菅田直之よりて残太

平記の猶之も同人あり一此人ハ大除城主大野直昌の一族也
菅田氏を稱するものハ菅田村より出り

○八幡宮

大洲城より十町を距る西北の山除に在り何頃の勧請ありと
云く毎年九月初日と祭日と一々数日市立り大洲産土神也

○塩賣の淵

大洲城東北志川の上は在り昔塩賣商人長途の疲労も常板
の生淵ともいふ是を例と即ち悉くこの路下の淵より大地出て
塩賣を呑ん寺村の此者の佩り刀のつら抜き出て大地を
大地恐怖てあはれに沈み後刀の元如く鞘に収り後大木林

彦七盛長是を見て彼刀を望む多々塩賣是をいふべして盛長
は授り盛長所持の名剣是を今も仍て此所を塩賣の淵と名
つと俚諺集に見えり

○金山出石寺

日土土谷上須戒三箇村の境にして宇和喜多兩郡に渡り然れ
寺地ハ喜多郡に属し本尊千手観音地藏の石佛地より
湧出より依て出石寺と名く

縁起畧曰元正天皇御宇養老二年戊午夏山整震動一光明
赫奕り時一人の獵師鹿と逐て此山に入然り地裂岩巖闕て
千手観音地藏二菩薩の石像儼然と湧出り給り

奇異の思ひを、忽ち箭を捨て、突心して、遂に堂宇を建立す。
初ハ雲岬山と云く、(宝王)海後は金山と改りて云。

或人云、此山の北西より、近世銅を掘り出せり。此邊は金氣多

し。此石佛の光明赫奕なり。云々の自然の金石あり。今、

か、これ思ひて、宝海の金山と改り、即此といふ。これ石佛

今ハ秘して、その名を許す。後人考訂す。

窺見物ハ、鐵塔古鐘古金、宝釵其外佛画多し。

按、堂前ハ懸るは、古鏡四方ハ佛像有て、文字あり。銅色老

て、自然の光澤あり。是ハ三韓より献じたる天竺物あり。

○長濱

大洲城四里より、海濱あり。比志川の流、此處より出て、海に入。米穀乃
出入魚塩の運送す。此は、舟を以て、城下より、輸寸尤便利あり。
是より、人家繁榮して、頗盛なり。殊に、近世蠶紙、寺の産物
多く、諸國に運漕す。事々、此海濱より、

○矢野神山

歌枕秋寐、覺る伊豫國の名所とせり。和爾雅三才圖會、皆同

し。然れども、其所詳あり。古歌多し。

萬葉集十卷詠黃葉

妻隱矢野神、山露霜爾爾、寶比始散卷惜。

新勅撰和歌集

鎌倉右大臣

馬場を記初げの病雲よ夫野の神山の神よ
新千載集
常盤井入道前太政大臣

秋と之は山鹿の妻よ夫野の神山を深し
續後撰集
從三位行能

梓弓夫野の神山春ゆけてすよ夫野の神山を
玉葉集
入道前太政大臣

壬生集
從二位家隆

草庵集
頃阿法師

秋婦よ夫野の神山を深しよ夫野の神山を

冠辞考曰夫野神山和名抄よ出雲国神門郡八野伊豫国喜多郡

夫野備後国甲奴郡夫野播磨国赤穂郡八野されよを詠む

あつ後世の國分名所抄よ伊豫と誌しれ例の

舊蹟考曰八幡濱よ高き崗ら其上よ八幡宮ありせ

是を夫野神山也と説かれ信り又宗祇法師が伊豫國を

よ山い何と據しよ八幡大神も式よ見す

祭始よ上代の事よ神山あり古よ

万葉略解よ夫野神山和名抄よ何處をよ

とされ夫野の神山の事ハ心づけ

の勝地吐懐篇に出雲神門の八野と云はる神社乃又それら
よりいれり神名帳に出雲國神門郡八野神社なり是れ
伊勢國度會郡矢野村より神山有と云ふは伊豫人定

按万葉集よあふ矢野神山ハ出雲國神門郡より
れど先哲已に伊豫と定かるとは後世の事

伊豫のま根の類あり煮の言より夫西の神山
ありて伊豫と定かるとは後世の事
祖ありて伊豫と定かるとは後世の事
出石の地より湧出する佛體ハ即上代の神像あり
之を猶考ふる

因之万葉集の妻隠ハつまらぬと訓後を後世誤りてつま
らぬとあふ多し今ハつまらぬと訓を野神山の
冠辭の如くあり

○大豆

大洲城邊水田稀にして畑多し古より大豆を多く産せり

延喜式民部曰伊豫國鹿草五十枚鹿皮十張砥一百十顆大豆六石

海藻根十斤那乃利曾五十斤苦五十枚樽二合胡麻子五合將西大豆

三十二石隔三年進將西大豆五石

○紙

伊豫國紙と漉出寸は多し半紙ハ大洲と名産と守せり大洲